

令和元年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書案

一. 本報告書について

平成 24 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣から成る「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、同本部の下、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」の開催を決定、平成 28 年 9 月に産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した「未来投資会議」の開催を決定し、

これまで、

- ・平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成 26 年 1 月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
- ・平成 26 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」を閣議決定、
- ・平成 27 年 2 月に「平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 27 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」を閣議決定、
- ・平成 27 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2016 年版）」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「平成 27 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 28 年 6 月に「日本再興戦略 2016」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2017 年版）」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「平成 28 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 29 年 6 月に「未来投資戦略 2017」を閣議決定、
- ・平成 29 年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定、
- ・平成 30 年 6 月に「未来投資戦略 2018」及び「革新的事業活動に関する実行計画」を閣議決定、
- ・令和元年 6 月に「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定、「平成 30 年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書」を閣議決定及び国会提出

している。

本報告書では、実行計画に定められた革新的事業活動関連施策（以下「重点施策」という。）について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。

生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 6 条第 9 項により、重点施策

の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき令和元年度について作成するものである。

二. 重点施策の進捗・実施の状況及び効果

I. Society5.0 の実現

1. デジタル市場のルール整備

①KPI の主な進捗状況¹

《KPI》「業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を 2020 年度までに 30 事業創出する。」【2】

⇒32 事例（2020 年 2 月）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣 ²
内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織を設置	<p>・省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成される、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織（「デジタル市場競争本部」（仮称））を早期に創設する。同組織には、データポータビリティや API 開放をはじめとするデータ利活用に係る多岐の課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、グローバルなデジタル・プラットフォーム企業がせめぎあうデジタル市場を俯瞰^{ふかん}・評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭</p>	<p>・「デジタル市場競争本部の設置について」（令和元年 9 月 27 日閣議決定）により、デジタル市場における競争やイノベーションを促進するため、競争政策の迅速かつ効果的な実施を目的として、デジタル市場の評価並びに競争政策の企画及び立案並びに国内外の関係機関との総合調整を担うデジタル市場競争本部を設置。また、同日、同本部決定により、デジタル市場競争会議を設置し、デジタル市</p>	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣

¹ KPI の末尾に括弧書きしている番号は、別添の「KPI の進捗状況について」における整理 No. を参考までに付しているもの。

² 生産性向上特別措置法第 6 条第 2 項、第 3 から第 5 号、それぞれのハにおいて、実行計画における「担当大臣」とは内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、生産性向上特別措置法に基づき、重点施策の進捗及び実施の効果に対する評価等を行う際の事務の参考とするため、括弧内に、本実行計画の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を記載している。

	<p>和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。) などの関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。</p> <p>デジタル市場競争本部（仮称）は、IT 総合戦略本部、サイバーセキュリティ戦略本部や各省庁との密接な連携の下、データ駆動社会における戦略的枠組みを構築していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、内閣官房の下、サービス視点の業務改革を意識した政府情報システムの年間を通じたプロジェクト管理や政府のデジタルインフラに係る予算の一括要求・一括計上を順次開始する。 	<p>場に関する重要事項の調査審議等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019 年 8 月、政府重点プロジェクトとして「第二期政府共通プラットフォームの構築・活用推進と政府におけるクラウドサービスの利用検討」を指定し、政府 CIO 直轄で重点的な管理を実施中。また、一括要求・一括計上については、2020 年度概算要求において 34 システムの整備・運用に必要な経費を内閣官房が一括して要求し、約 674 億円を計上した。 	<p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、財務大臣</p>
<p>デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引の透明性・公正性の確保のため</p>	<p>（企業結合）</p> <ul style="list-style-type: none"> データの価値評価を含めた企業結合審査のためのガイドライン and/or 法制整備を図る。その際、イノベーションを阻害することのないよう留 	<ul style="list-style-type: none"> 2019 年 12 月 17 日のデジタル市場競争会議におけるデータの価値評価も含めた独占禁止法のルール整備に係る取 	<p>内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内</p>

<p>めのルール整備</p>	<p>意する。</p> <p>(取引慣行等の透明性・公正性)</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性及び公正性確保のための法制並びにガイドラインの整備を図る。このため、2020年の通常国会に法案(「デジタル・プラットフォーム取引透明化法」(仮称))の提出を図る。 	<p>りまとめを踏まえ、公正取引委員会は、同日、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手續に関する対応方針」を改定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年12月17日、デジタル市場競争会議において、①デジタル・プラットフォーム取引透明化法案(当時仮称)の方向性、②個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。)の見直しの方向性、③データの価値評価も含めた独占禁止法のルール整備(公正取引委員会による企業結合ガイドライン等の改定)、④個人情報等の取得・利用に係るデジタル・プラットフォーム事業者による消費者に対する優越的地位の濫用への対応(公正取引委員会による消費者優越ガイドラインの策定)、及び⑤デジタル広告市場の競争状況の評価の論点について取りまとめた。 <p>また、2020年1月28日、デジタル市場競争</p>	<p>閣府特命担当大臣)</p> <p>内閣総理大臣(経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)、総務大臣、経済産業大臣</p>
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

		会議において、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案の概要を取りまとめ、同法案を第 201 回国会に提出した。	
個人情報保護法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講ずる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すこと等を検討し、2020年の通常国会に改正法案の提出を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年12月に公表した「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」及び同大綱に係る意見募集の結果等を踏まえ、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から必要となる措置を盛り込んだ個人情報保護法等の改正法案³を第201回国会に提出した。 	内閣総理大臣(個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)
データの移転・開放の促進等	<ul style="list-style-type: none"> 金融分野、医療分野、といった具体的分野ごとにデータポータビリティ・API開放について具体的制度設計の検討を行う。また、レガシー規制などについて、デジタル市場に即したルールの整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年12月17日、デジタル市場競争会議において、個別分野として市場評価を行っているデジタル広告分野に関し「今後検討すべき論点」の整理を行った。その中で、集積されたデータへのアクセスに関連する課題も取り上げており、2020年春の中間整理に向け、引き続き検討を進める。 	内閣総理大臣(経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(規制)

³ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

		<ul style="list-style-type: none"> ・2020年1月28日、デジタル市場競争会議において取りまとめられた特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案の概要において、商品等の取引データへのアクセス等に関する情報の開示も規律として盛り込まれた。 ・金融分野については、産官協議会「FinTech／キャッシュレス化」第1回（2019年10月18日開催）及び第2回（2020年2月27日開催）において、FinTechの実用化等イノベーションの推進の観点から、オープンAPIについて、銀行と電子決済等代行業者との間の接続状況・接続条件等の検討を行った。 ・医療分野については、2019年11月、PHRにおける健診情報等の取扱いについて、データ形式の標準化・API公開等による効率的な情報連携や民間事業者に必要なルールの在り方等、検討を行う上で踏まえるべき留意事項を取りまとめた。さらに、当該留意事項を踏まえつつ、保健医療情報を本 	<p>改革))、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------

		<p>人が電子的に把握する仕組みや全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進に向け、健康・医療・介護情報の利活用について一体的に検討しており、具体的な制度整備に向けた工程表を 2020 年夏を目途に策定する予定。</p>	
<p>DFFT の実現に向けた国際的な議論と WTO におけるデータ流通ルールの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す必要がある。そのため、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT)」のコンセプトの下、G20などの機会を活用しつつ、日本が主導権を持って国際的な議論をリードしていく。 ・ データの自由な流通を含む、WTOにおける電子商取引に関するルール交渉について、可能な限り多くの加盟国とともにハイレベルなルール形成に向け、国際的な合意形成を進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年6月、G20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティなどに関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT)」のコンセプトに合意し、「G20大阪首脳宣言」を発出。また、同サミットの機会に 27か国の首脳がデジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げる「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出した。 ・ 「大阪トラック」の下、DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引から、デジタル経済の基礎をなす各国の規制やガバナンスに至る 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、個人情報保護委員会に</p>

	める。	多様なルール作りを、産業界も交え、様々な国際場裏において推進。特に、WTO 電子商取引交渉については、2019年夏以降5回の交渉会合を開催し、データの自由な流通を含む具体的なルール形成に向け、議論を実施した。また、WTO パブリック・フォーラム、OECD 貿易に関するグローバル・フォーラム等において、WTOでのルール作りの重要性、官民によるデジタル政策討議の必要性等について発信した。	関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣
5G 整備やG空間社会実現に向けて	<ul style="list-style-type: none"> • Society5.0の実現に向けて、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024年度までの5G整備計画を加速する。その際、地方創生の実現に向け、自らの地域課題を解決する具体的な取組を有する先駆的な地方公共団体を優先して支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> •5G サービス等の普及展開に向け、ICT インフラの整備支援策と 5G 利活用促進策の一体的な推進等を図るため、2019年6月に「ICT インフラ地域展開マスタープラン」を策定。これに基づき、5G 基地局や同基地局向けの光ファイバ等の整備支援を推進するとともに、ローカル 5G 等を活用して自らの地域課題を解決する具体的な取組を有する先駆的な地方公共団体や地域の企業等による地域課題解決モデルの構築を支援する取 	総務大臣

		組を 2020 年度から行う予定。なお、5G サービスは、2020 年春から一部地域において開始された。	
デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の急激な発達の中で、安全安心の確保の在り方も変化しており、規制の枠組みが追いついていないという指摘がある。規制改革推進会議と連携して、業種横断的に規制改革を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> モビリティ、フィンテック／金融、建築の3分野を中心に、中長期的な観点から 2020 年度早期に実証事業を開始し、未来投資会議の下に新たな構造改革徹底推進会合（「デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化」会合第1回（2020年2月14日開催））を設け、将来の規制の在り方に係る問題点や課題の洗い出しに着手した。 	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革））、経済産業大臣

2. フィンテック／金融分野

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年 6 月までに、80 行程度以上の銀行におけるオープン API の導入を目指す。」【10】

⇒2020 年 3 月時点において、全邦銀（外国銀行支店を除く）136 行のうち、129 行がオープン API の導入を表明。129 行中 124 行が 2020 年 6 月までの導入を表明。

《KPI》「2025 年 6 月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とすることを旨とする。」【11】

⇒2019 年：26.8%

※分子は 2019 年のクレジットカード、デビットカード、電子マネー及び QR コードによる決済額の合計。分母は 2019 年の民間最終消費支出（名目値、2 次速報値）。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
機能別・横断的な法制の実現	<p>(決済分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、①プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払いや、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手 	<ul style="list-style-type: none"> 資金移動業について、現行の送金上限額（百万円）を超える高額送金を取扱可能な類型を創設するなどの内容を盛り込んだ金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案を第 201 回国会に提出。 少額の分割後払いサービスを提供する事業者の登録制度の創設や、与信審査における性能規定の導入などの内容を盛り込んだ割賦販売法の一部を改正する法 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣</p>

	<p>段を実現する。その際、例えば、割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。</p> <p>(横断的な法制)</p> <p>・「決済」、「資金供与」、「資産運用」、「リスク移転」といった各機能に対応するサービスについて横断的に提供することを可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進める。これにより、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とし、利用者が自らニーズに合った金融サービスの選択をより容易とするとともに、金融サービスの質をめぐる競争の促進を図る。これについては、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめる。</p>	<p>律案を第201回国会に提出。</p> <p>・1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険全ての分野のサービスの仲介を行うことができる金融サービス仲介業を創設するなどの内容を盛り込んだ金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案を第201回国会に提出。</p>	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

3. モビリティ

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始」【13】

⇒2019 年からサービスを開始した。

《KPI》「2030 年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国 100 か所以上で展開」【14】

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
自家用有償旅客運送	<p>(交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事業者(タクシー事業者等)が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続を容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。必要な法案について、2020 年の通常国会に提出を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の地域公共交通の在り方について、「交通政策審議会地域公共交通部会」において検討を行い、2019 年 1 月 29 日に取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、交通事業者(タクシー事業者等)が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には交通事業者が委託を受ける等により運行管理等を担う制度の整備等を内容とする道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)を含む関係法律の改正案⁴を取りまとめ、第 201 回国会に提出した。 	国土交通大臣

⁴ 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案

<p>タクシーの相乗り導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの相乗りの導入は、利用客にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者にとっては生産性向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの方が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う。具体的には、道路運送法上の通達等の整備を2019年度に図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの相乗りについて、2020年3月に道路運送法上のルール案を作成し、公表した。 	<p>国土交通大臣</p>
<p>Mobility As A Service (MaaS) の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の交通手段や行先での宿泊・サービスの予約などをスマートフォンで一括して手配し、キャッシュレスで、無駄な待ち時間なく、スムーズに移動できる便利なサービス (いわゆる MaaS : Mobility as a Service) が世界的な流れとなっている。我が国においても、住民のみならず、観光客の潜在需要を掘り起こし、地域交通の再生に貢献することが期待されている。こうしたサービスについて、様々な好事例を創り出していくとともに、地域の様々な事業者・地方公共団体が展開しようとする取組を支援し、全国に拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省と国土交通省では、MaaSをはじめとする新たなモビリティサービスの社会実装を通じた移動課題の解決及び地域の活性化に挑戦する地域や企業を応援する「スマートモビリティチャレンジ」を推進し、2019年6月に先駆的な取組を行う28 (新モビリティサービス推進事業:19地域、パイロット地域分析事業:13地域) の支援対象地域を選定し、実証実験への支援等を行った。 ・地域での新たなモビリティサービスの取組を後押しするため、地域ごとのシンポジウムを全国各地で開催した。 ・MaaSに参加する事業者等が策定する新モビリ 	<p>内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣)、経済産業大臣、国土交通大臣</p>

		<p>ティサービス事業計画の認定制度等を創設するための地域公共交通活性化再生法等の改正法案⁵を、第201回国会に提出した。</p> <p>・「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン ver. 1.0」(2020年3月)を策定した。</p>	
ドローンの有人地帯での目視外飛行	<p>・飛行禁止区域を除き、飛行ルートの安全性確保を前提として、有人地帯での目視外飛行の目標時期を2022年度目途とし、それに向けて、本年度中に制度設計の基本方針を決定するなど、具体的な工程を示す。</p>	<p>・2020年3月31日の第13回小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において、制度設計の基本方針を決定した。</p> <p>これに先行して、速やかに対応すべきものとされた所有者等の把握のための登録制度については、当該制度の創設等を講ずる航空法(昭和27年法律第231号)等の改正法案⁶を第201回国会に提出した。</p>	脚注参照 ⁷

⁵ 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案

⁶ 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

⁷ 内閣総理大臣(内閣官房長官、情報通信技術(IT)政策担当大臣、経済再生担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生)、国家公安委員会委員長)、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、復興大臣

4. コーポレート・ガバナンス

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す」【18】

⇒2019年度 TOPIX500：3.3% 米国 S&P500：5.7% 欧州 BE500：3.9%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
実務指針	・上場子会社のガバナンスの在り方を示し、企業に遵守を促す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定する。	・「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（2019年6月28日策定）を経済産業省において策定した。	経済産業大臣
東京証券取引所の対応等	・「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置等を講ずる。	・2020年2月、東京証券取引所において、上場子会社のガバナンスに関して、親会社・子会社による情報開示の充実及び独立役員の独立性基準の強化に係る規則改正を行い、上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備を進めた。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））

5. スマート公共サービス

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年3月までに重点分野※の行政手続コストを20%以上削減する。」【19】

(※「行政手続部会とりまとめ」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に示された9の重点分野。事項によっては2022年3月まで。ただし、「国税」、「地方税」については、大法人の電子申告利用率100%など、別途の数値目標を設定。)

《KPI》「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。」【20】

⇒2019年10月公表時18位(前年比7位向上)

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築	<p>・厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。</p> <p>あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能</p>	<p>・2020年9月からのマイナポイントを活用した消費活性化策の実施に向け、2019年9月に立ち上げた官民タスクフォースでの検討を踏まえながら、準備を進めているところ。上記施策の実施に当たっては、マイキープラットフォームの基盤を活用し、民間のキャッシュレス決済サービスに利用できるマイナポイントの限度額管理等を行う仕組みとすることとしている。</p> <p>また、官民タスクフォースの下に設置したワーキンググループにおいて、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤を活用した地域課題解決等のための施策</p>	内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、総務大臣、財務大臣

	<p>にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。</p> <p>消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。 	<p>の推進について検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年3月からのマイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の運用開始に向け、保険者、医療関係者等と協議しながら、システム構築の準備を進めているところ。また、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療情報化支援基金を活用して、医療機関等における読み取り端末、システム等の早期整備のため医療機関等に対し 	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、厚生労働大臣</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。 ・安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市区町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカー 	<p>て支援を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年9月、デジタル・ガバメント閣僚会議において、保険者ごとに被保険者のマイナンバーカード取得促進策等を提示し、各保険者において様々なチャネルを用いて、事業主、加入者等へのカード取得等に向けた周知広報、取得申請の支援を行うとともに、アンケート調査等によるフォローアップを実施。また、国家公務員及び地方公務員等に対して、市区町村におけるカード交付事務の平準化の観点から2019年度中のマイナンバーカードの取得を勧奨。様々な会議等を通じて早期取得を呼びかけるなどの取組を実施。 ・2019年9月に市区町村に対してマイナンバーカードの交付円滑化計画の作成を要請し、同年12月までに全市区町村においてマイナンバーカードの交付円滑化計画を作成済。総務省において、随時、必要なフォローアップや支援を 	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、総務大臣</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ドの普及を強力に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。 	<p>実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大については、「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」（令和元年12月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）を定め、これを基に更なる推進を図っている。 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣</p>
<p>個人・法人による手続の自動化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種や児童手当など、妊娠から就学前までの子育て関連手続をボタン一つで申請できるサービスにつき、来年度から一部の地方公共団体において開始し、2023年度からの全国展開を目指す。 ・あわせて、年末調整手続に関して、来年度から、マイナポータルを活用したデータ連携により、必要書類の一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化を開始する。 ・世界最高水準の起業環境を実 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年10月から有識者、関係事業者、関係自治体及び関係省庁によって構成される「子育てノンストップ実務者会合」を開催し、具体的なサービスの実現に向けた検討を実施。2020年3月、同会合において、サービスの実現に向けたロードマップを策定した。 ・2020年分からの年末調整手続の電子化・控除証明書等の自動入力の実現に向けて、マイナポータルとの連携機能、控除申告書作成用ソフトウェアの開発とともに、各控除証明書等発行主体による控除証明書等の電子的発行が行われるよう取り組んでいるところ。 ・「法人設立ワンストップ 	<p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、内閣府特命担当大臣（少子化対策））、文部科学大臣、厚生労働大臣 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、財務大臣 内閣総理大</p>

	<p>現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、2021年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>－2020年1月目途で、登記後の手続のワンストップ化を開始するとともに、2021年2月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、一定の条件の下で全国での定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象にした24時間以内に設立登記が完了する取組及び完全オンライン化による添付書類のペーパーレス化を開始する。この際、印鑑届出のオンライン化を検討する。</p> <p>－印鑑届出の任意化の実現に向けて、2019年度中の商業登記法（昭和38年法律第125号）改正に取り組むとともに、将来的な法人の商業登記電子証明書の取得・保持の一般化に向けた課題・方策を検討し、2019年度内に結論を得る。</p>	<p>「サービス」として、登記後の手続のワンストップ化について2020年1月からサービス提供を開始した。また、2020年3月からオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理を開始した。引き続き、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化を2021年2月目途にサービス開始すべく、各関連システムとマイナポータルとの接続仕様の検討や、完全オンライン化・添付書類のペーパーレス化に向けた取組を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立登記における印鑑届出の任意化の実現のため、2019年12月4日に商業登記法の改正⁸を行ったところ、2021年2月目途の施行に向けて準備を進めている。 ・商業登記電子証明書の利便性を向上させてその更なる普及促進を図るため、商業登記規則を改正するなどし、電子証明書の再発行請求制度の創設、電子証明 	<p>臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

⁸ 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）

		書による証明の請求等における印鑑カードの提示の不要化及び登記官の電子証明書の更新頻度の見直し等を実施した。	
行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 2020年秋に運用開始が予定されているクラウドサービスの安全性評価制度との整合を図るため、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(平成30年6月7日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の見直しを2019年度内に行い、情報システムの導入に当たっては、パブリック・クラウドサービスの利用を第一候補として検討する、各府省におけるクラウド・バイ・デフォルト原則を明確化、確立する。 官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、クラウドサービスの安全性評価制度について、2020年秋の全政府機関等での利用開始に向け、2019年度中に実証を行いつつ、評価基準や制度を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、関係省庁が政府情報システムを整備する際には、対象となる行政サービス・業務、取り扱う情報等を明確化した上で、メリット、整備の規模、費用等を基に、クラウドサービスの利用を原則として検討することとした。また、今後決定されるクラウドサービスの安全性評価制度を踏まえて、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針の見直しを行う予定。 2019年7月から、当該制度について検討を行う「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」を開催し、当該検討会に並行して、当該制度に関する実証を実施。実証の結果やパブリックコメントを踏まえ、2020年1月に当該検討会の取りまとめ 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣)、総務大臣、経</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体によるパブリッククラウドの安全な活用を推進するため、業務に応じた技術的要件を整理し速やかに周知する。また、国のクラウド・バイ・デフォルト原則やクラウドサービスの安全性評価制度の検討結果も踏まえつつ、必要に応じ当該要件について内容の追加等を行う。 ・地方公共団体における業務の更なる効率化、システムやAI・RPAなどのICTの共同利用のため、住民記録システム 	<p>を公表。同月、第23回サイバーセキュリティ戦略本部において、①当該制度の基本的な枠組み、②各政府機関等における当該制度の利用の考え方、③当該制度の所管と運用体制について決定し、制度の大枠を確立した。関係省庁において、制度の詳細を設計しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」を実施し、2020年1月に、地方公共団体の内部環境からパブリッククラウドに接続するためのセキュリティ要件について、中間報告を取りまとめ、地方公共団体に通知した。今後、同検討会において、国のクラウドサービスの安全性評価制度の検討結果等も踏まえつつ、引き続き、安全にパブリッククラウドを利活用する方策の検討を行うこととしている。 ・自治体情報システムの標準化については、2019年8月に、自治体、事業者、国の三者が自 	<p>済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)、総務大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

	<p>などの自治体情報システムの標準化及び業務プロセスの自治体間比較を通じた標準化モデルの構築を2019年度から進めるとともに、AIの標準化やRPA導入補助を強力に推進し、遅くとも2020年代に各行政分野において標準システムやAI・RPA等のサービスの全国的な提供、地方公共団体における全ての手続の原則電子化・ペーパーレス化を実現する。</p> <p>・ベンチャーやNPO等が開発した有用な行政・市民向けデジタルサービスやアプリケーション</p>	<p>自治体の情報システムの標準化に向けた検討を行うため、「自治体システム等標準化検討会」を設置し、自治体システムの中核をなす住民記録システムの標準化に向けた検討を開始した。業務プロセスの標準化については、2019年度から開始した自治体行政スマートプロジェクトにおいて、自治体規模別の8つの検討グループが住民基本台帳業務、税務業務等における業務プロセスの標準モデルの構築に取り組んだ。また、2019年度に「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」により、自治体が共同で使えるクラウドAI開発実証を6自治体（3グループ）で実施するとともに、78自治体に対してRPA導入補助を実施した。さらに、地方自治体の手続オンライン化を進めるため、汎用的電子申請システムの整備について、2020年度から地方財政措置を講ずることとした。</p> <p>・2019年度、自治体職員やITベンダーからの意見も積極的に取り入</p>	<p>臣)、総務大臣</p> <p>経済産業大臣</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

	<p>ョン等を一か所に集約した「マーケットプレイス」について、2019年度から整備を開始し、2020年度以降、本格的な導入を進め、地方公共団体におけるベストプラクティスの効率的な横展開を可能にする。</p>	<p>れながら、全体デザイン、基本機能等の整理を行い、自治体アプリマーケットとして「Digital Service Square」のβ版を構築し、ユーザーテストを行った。</p>	
<p>学校の ICT 環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校等における必要な ICT 環境について、目標の設定とロードマップ策定を本年度中に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年 12 月 5 日閣議決定)において、「学校における高速大容量のネットワーク環境(校内 LAN)の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、2023 年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずること」としており、その実現に向けたロードマップを示した。 	<p>総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣</p>
<p>世界で一番企業が活動しやすい国の実現</p>	<p>(裁判手続の IT 化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における検討を踏まえながら、民事訴訟に関する裁判手続等の全面 IT 化の実現を目指すこととし、以下の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 年 2 月、知的財産高等裁判所及び高等裁判所所在地の地方裁判所本庁 8 庁において、ウェブ会議等の IT ツールを活用した争点整理の新たな運用が開始 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食</p>

	<p>を段階的に行う。</p> <p>ー現行法の下で、司法府には大規模庁をはじめとする全国の複数の裁判所でウェブ会議などのITツールを積極的に活用した争点整理の新たな運用を速やかに開始するとともに、2020年度以降、新たな運用を行う裁判所を順次全国に拡大することを期待する。</p> <p>ーオンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、2019年度中に法制審議会に諮問を行い、2022年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組む。裁判手続等のIT化により、特にITに習熟しない者の裁判を受ける権利を害することがないように、司法府の協力を得つつ、総合的な対策を検討する。司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し、行政府は必要な措置を講ずる。</p>	<p>され、同年5月には横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の各地方裁判所本庁に拡大される予定である。司法府において、2020年度中には全国の地方裁判所本庁にも拡大することを目指し、その後も運用を行う庁を順次拡大する方向で検討が行われているところ。</p> <p>・オンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、2020年2月21日に法制審議会に対して諮問を行った。引き続き、2022年中の民事訴訟法の改正を視野に入れて取り組む。</p>	<p>品安全担当))、法務大臣、経済産業大臣</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------

6. 次世代インフラ

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年度までに建設現場の生産性の 2 割向上を目指す。」【26】

《KPI》「国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020 年頃までには 20%、2030 年までには 100%とする。」【27】

⇒2019 年： 厚生労働省 36%
 農林水産省 27%
 経済産業省 20%
 国土交通省 35%
 環境省 10%

《KPI》「2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る。」【28】

⇒2019 年： 3 位（2012 年： 4 位）

《KPI》「10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする。」【32】

⇒2013 年度～2018 年度の事業規模

- ・ PPP/PFI 事業：約 19.1 兆円
- ・ 公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 8.8 兆円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
インフラ維持管理業務の高度化・効率化	<p>・ 点検・維持補修等のデータを一元管理して地方公共団体のインフラ維持管理業務を高度化・効率化する ICT データベースの全国導入を加速する。</p> <p>あわせて、^{きょうりょう}橋梁点検などの現場でドローンなどの新技術の実装を加速する。これらの取組に併せて、5 年間に限定して、地方公共団体が行う取</p>	<p>・ 地方公共団体が保有する維持管理情報に関するデータベースの導入に向け、モデル地方公共団体での試行を進めている。</p> <p>・ あわせて、インフラメンテナンス国民会議等の取組を通じて、新技術の導入促進を図っている。</p>	総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

	<p>組に、地方財政措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加えて、BIM (Building Information Modeling) を、国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用し、民間工事へ横展開させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業において、設計及び施工段階での BIM の活用拡大を図った。また、BIM を活用する上で標準的に想定されるワークフロー等を整理した「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン 第1版」(令和2年3月 建築 BIM 推進会議決定)について、関係者への周知・普及を行った。 	<p>法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</p>
<p>PPP/PFI 手法の導入加速</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内での取組が具体化しつつある医療・健康、介護及び再犯防止の3分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを本年度中に策定する。関係府省は、アクションプランに基づき重点3分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。その成果は更に重点3分野以外へ横展開させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・健康、介護及び再犯防止の3分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022年度までの関係府省庁の取組事項等を取りまとめた「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」(令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定した。 <p>2020年度以降、策定したアクションプランを踏まえ、関係省庁においては、成果連動型民間委託契約方式の普及を促進し、その成果</p>	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(少子化対策))、法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>

		を更に重点3分野以外に横展開させていくこととしている。	
--	--	-----------------------------	--

7. 脱炭素社会の実現を目指して

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年 4 月 1 日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。」【39】

⇒2015 年 4 月 1 日に電力広域的運営推進機関を設立。2016 年 4 月 1 日に電力小売全面自由化を実施。

《KPI》「2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。」【53】

⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は 38.4% (2018 年度)

《KPI》「商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する。」【34】

⇒117 か所が開所済み (2020 年 3 月末)

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
パリ協定に基づく長期戦略の策定及びSDGs と ESG 投資の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2019 年中に、革新的環境イノベーション戦略を策定する。 ・2019 年秋には 20 か国のトップ研究機関のリーダーを日本に招いた国際会合 RD20 (Research and Development 20 for Clean Energy Technologies) を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 年 1 月 21 日、統合イノベーション戦略推進会議において、「革新的環境イノベーション戦略」を策定した。 ・2019 年 10 月に G20 のトップ研究機関のリーダー達を日本に招いて、第 1 回となる RD20 を開催。また、RD20 の代表をはじめとする、世界の産業界、金融界、研究者のリーダーを集めた「グリーンイノベーション・サミット」を開催し、安倍内閣総理大臣出席の下、非連続なイ 	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣 (科学技術政策))、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣 文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣

	<ul style="list-style-type: none"> 世界で膨らむ ESG 資金をイノベーションに繋げるべく、従来型の規制でなく情報開示・見える化を進めることでグリーンファイナンスを活性化する。 	<p>ノベーションを加速化していく方策について意見交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境と成長の好循環」を実現するため、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の考え方に基づく企業の気候関連情報の開示を推進しており、我が国の TCFD 賛同機関数は 250 を超え、世界最多となったところ。2019 年 10 月、世界の産業界や金融界のトップが一堂に会する世界初の「TCFD サミット」を開催し、民間主導で 2019 年 5 月に設立された TCFD コンソーシアムが策定した、投資家が企業の開示情報を評価する際の視点を解説する「グリーン投資の促進に向けた気候関係情報活用ガイダンス」を国内外に発信した。また、TCFD コンソーシアムにおいて、「気候関連財務情報開示に関するガイダンス」の改訂に向けた議論が進められている。加えて、2019 年度は 12 社に対して TCFD に対応したシナリオ分析の 	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣 (金融))、経済産業大臣、環境大臣</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境整備と市場の創出を通じてイノベーションの成果を世界に普及させるべく、日本が主導して、ASEANにおいて各国が官民で協働していく枠組みの立ち上げを目指す。 	<p>支援を行い、当該事業で得られた事例を踏まえ、2020年3月に「TCFDを活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイドver2.0～」を公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年9月、ASEANにおけるエネルギー転換と低炭素社会実現のための官民プラットフォームとして「CEFIA: Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN」を日本主導で立ち上げ、2019年11月に第一回CEFIA官民フォーラムをマニラで開催した。 	<p>経済産業大臣</p>
<p>再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、最大限の導入に全力を挙げていく。その際、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めるため、コスト低減を進めるとともに、系統制約の克服、そのための電力ネットワークの改革を実施する。 <p>このため、脱炭素化の実現に向け、再生可能エネルギー分野で技術優位性等を持つ本邦企業を支援すべく、革新的な技術開発を進めるとともに、地域間連系線の増強を含め、再生可能エネルギーの導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーについては、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進め、主力電源化していくことが政府の基本方針である。電源の特性に応じて、競争力のある電源への成長が見込まれる電源については電力市場への統合を図るべく新たなFIP(Feed in premium)制度を導入し、地域で活用され得る電源については地域で活用されるた 	<p>経済産業大臣、国土交通大臣</p>

	<p>入を後押しするような形での電力ネットワークの^{きょうじん}強靱化や、必要な供給力・調整力の整備を含めた電力投資の確保に向けた仕組みを整える。</p>	<p>めの要件を設定した上で当面は引き続きFIT 制度により支援していく。</p> <p>コスト低減に向けては、FIT 制度に基づき、国際水準を目指した中長期価格目標を設定し、その目標に向けたトップランナー方式による調達価格の設定、競争を通じてコスト低減を図る入札制度の活用を行っているところである。</p> <p>系統制約解消に向けては、既存系統を最大活用すべく、一定の条件下で系統への電源の接続を認める仕組みを順次導入し、一定の効果が出ている。</p> <p>また、今後の系統形成については、地域間連系線を増強するほか、再生可能エネルギーをはじめとする電源のポテンシャルを踏まえたプッシュ型のネットワーク整備を行っていく。</p> <p>以上のような再生可能エネルギーの電源の特性に応じた支援、系統の整備を実現するために第 201 回国会に強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図る</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー拡大のボトルネックとなっている調整力を補う意味で、蓄電池、水素など蓄エネ技術の高性能化、低コスト化を図るとともに、デジタル技術を活用した高度なエネルギーマネジメントを普及させ、電力ネットワークの次世代化も進めていく。 原子力については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。更なる安全性の向上や円滑な廃炉に対応するための技術・人材の維持に向けた取組を進める。 	<p>ための電気事業法等の一部を改正する法律案を提出。</p> <p>なお、脱炭素化の実現に向けた技術開発については、立地制約の克服に資する塗布型・超軽量型（ペロブスカイト系等）や洋上風力発電の開発等を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池や水素エネルギー活用の普及に向け、高性能化・低コスト化のための研究開発や技術実証、導入補助を実施している。また、電力ネットワークの次世代化に向け、需要家側のエネルギーリソースをIoT技術により遠隔で統合制御することで、電力需給バランスの調整を行う技術実証を行っている。 これまでに9基の原発が再稼働済み。引き続き安全最優先で再稼働を進めていく。 <p>また、2019年度予算により、原子力の安全性向上に資する技術開発に対する支援及び原子力の安全を確保するための人材育成を実施した。これらに加えて、2020年度予算におい</p>	<p>文部科学大臣、経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（原子力防災））、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年に創設された非化石価値取引市場についても、FIT終了後を見据えて、育成・活性化し、市場メカニズムを活用した非化石エネルギーの拡大につなげていく。 ・欧州でも急速なコストダウンが進む洋上風力発電については、その導入拡大に資する海域利用のルール適用を図る。 	<p>て、原子力産業全体の強化のため、世界トップクラスの優れた技術を有するサプライヤーの支援を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度の非化石証書の取引量は約4.4億kWhであり、2018年度の約12.5倍に拡大。また、2020年4月以降の発電分より、非化石証書の対象を全ての非化石電源に拡大する。 ・国が洋上風力発電事業を実施可能な促進区域を指定し、公募を行って事業者を選定、当該区域の長期占用を可能とする制度として、2019年4月に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）（以下「再エネ海域利用法」という。）を施行した。 <p>2019年7月には、同年6月に策定した促進区域指定ガイドラインに基づき、4域（「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」、「千葉県銚子市沖」、「長崎県五島市沖」）を有望</p>	<p>経済産業大臣</p> <p>内閣府特命担当大臣（海洋政策）、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・地熱発電などの低廉かつ安定的な電源や、バイオマスなど地域ごとの特色のある再生可能エネルギーを、地域と共生する形で導入を進め、競争力のある再生可能エネルギーを真に地産地消することなど分散型地域エネルギーシステムの社会実装を通じて、地域の活性化やレジリエンス強化につなげていく。 	<p>な区域として整理、各区域において協議会を組織し、2019年12月には、長崎県五島市沖を再エネ海域利用法に基づく初の促進区域として指定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年9月から総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会において、今後のFIT制度見直しに向けた詳細設計や運用について検討し、2020年2月に中間取りまとめを行った。この取りまとめをもとに、需要地に近接して柔軟に設置できる電源（住宅用太陽光発電・小規模事業用太陽光発電等）や地域に賦存するエネルギー資源を活用できる電源（小規模地熱発電・小水力発電・バイオマス発電等）は、「地域活用電源」として、災害時のレジリエンス強化にも資するよう、需給一体型モデルの中で活用していくことが期待されるため、一定の要件（地域活用要件）を設定した上で、当面は現行のFIT制度の基 	<p>総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------

		<p>本的な枠組みを維持する。</p> <p>また、需給一体型モデルの普及を推進するため、多様なプレイヤーが一堂に会し事例の共有や課題についての議論等を行う場として「分散型エネルギープラットフォーム」を開催。取りまとめでは、分散型エネルギーモデル普及に向けた施策について、必要に応じて適切な場において検討を続けるとともに、プレイヤーが共創する環境を醸成するための次なるステップについても検討を進めることとしている。</p>	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

8. Society 5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増にすることを旨とする。」【57】

⇒1,431 億円（2018 年度実績）

《KPI》「2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4 % 以上とする。」【55】

⇒3.56%（2018 年度実績）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
産学官を通じたオープン・イノベーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> 大学・研究開発法人等の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・研究開発法人等による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、2019 年中に検討する。 大企業・大学等による共同研究などのオープン・イノベーション推進のための技術研究組合の活用に向け、2019 年秋頃までに、技術研究組合を 	<ul style="list-style-type: none"> 2019 年 11 月 20 日、総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会制度課題ワーキンググループにおいて報告書を取りまとめた。本報告書に基づき、研究開発法人の出資先事業者において共同研究等が実施できる旨を明確化すべく、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正案を含む法案⁹を第 201 回国会に提出した。国立大学法人等については、政令改正での対応を予定している。 関係者からのヒアリング等により抽出した技術研究組合の活用に向けた課題を踏まえ、2019 年 11 月 25 日の未来 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣、総務大臣</p> <p>経済産業大臣</p>

⁹ 科学技術基本法等の一部を改正する法律案

	<p>活用して新会社設立を実現した事例や企業と大学の協働による成功事例等を収集するとともに、設立・活用に向けた要点をまとめたガイダンスを策定し、普及・広報する。</p>	<p>投資会議構造改革徹底推進会合において、技術研究組合の運用・制度改正の取組の方向性について議論。同年12月に取りまとめた中間報告を踏まえ、設立・運用手続の簡素化やガイドライン策定による明確化とともに、法制的な対応を検討中。加えて、本取組の一環として、「技術研究組合」の呼称「Collaborative Innovation Partnership (CIP)」を策定・公表し、普及活動を実施中。</p>	
--	--------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

9. Society 5.0 時代に向けた人材育成

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする。」
【76】

⇒2018 年度：45.6%

《KPI》「学習者用コンピュータを 2020 年度までに 3 クラスに 1 クラス分
程度整備する。」【77】

⇒2018 年度：児童生徒 5.4 人に 1 台

《KPI》「第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度
までに 100 講座とする。」【73】

⇒2020 年 4 月：72 講座

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
大学等における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 大学において、数理・データサイエンス・AI の初級レベルの標準カリキュラムと教材を 2019 年度中に開発し、全国の大学及び高等専門学校に展開するとともに、文理を問わず自らの専門分野への数理・データサイエンス・AI を応用する基礎力を習得させるため、応用基礎レベルの標準カリキュラム・教材の開発を 2020 年度までに行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 数理・データサイエンス・AI 教育の拠点コンソーシアムにおいて、「数理・データサイエンス・AI (リテラシーレベル) モデルカリキュラム」等を 2019 年度中に開発し、全国の大学及び高等専門学校に展開した。 	文部科学大臣
初等中等教育段階における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5 年以内のできるだけ早期に、全ての小学校・中学校・高等学校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講ずる。小学校、中学校、高等学校等における必要 	<ul style="list-style-type: none"> 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年 12 月 5 日閣議決定)において、「学校における高速大容量のネットワーク環境(校内 LAN)の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、2023 年度までに、全学 	総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣

	<p>な ICT 環境について、最終的に児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を実現するため、目標の設定とロードマップの策定を 2019 年度中に行う。</p>	<p>年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずること」としており、その実現に向けたロードマップを示した。2019 年度補正予算においては、「GIGA スクール構想の実現」として、学校における一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備に必要な経費を計上した。また、学校に端末が配備される環境において、一人でも多くの児童・生徒が EdTech ソフトウェア・サービスに触れる機会を創出するため、2019 年度補正予算において「EdTech 導入補助金」を措置した。さらに、教育現場の課題解決に向けたローカル 5G の活用モデル構築事業により、5G の特性を活かした学びや教育指導の在り方を実証することとしている。</p>	
<p>産業界における人材育成・活用</p>	<p>・「未踏 IT 人材発掘・育成事業」において、高度な数学的才能を有する人材を発掘し、</p>	<p>・「未踏 IT 人材発掘・育成事業」における新たな仕組みについては、</p>	<p>経済産業大臣</p>

	<p>AI 技術をはじめとする情報処理技術を革新する人材へと育成する新たな仕組みについて2019年度から検討を開始し、2020年度以降実施する。</p>	<p>2020年度の見直しを目指して、有識者へのヒアリング等を通じた当該取組の具体化を進めている。</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	--

II. 全世代型社会保障への改革

1. 70歳までの就業機会確保

①KPIの主な進捗状況

《KPI》「2025年：65歳～69歳の就業率 51.6%」【96】

⇒2019年：48.4%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
70歳までの就業機会確保	<p>(多様な選択肢)</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳から70歳までの就業機会確保については、多様な選択肢を法制度上整え、当該企業としては、そのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢者雇用安定法¹⁰について、現行の65歳までの雇用確保に係る義務に加え、新たな措置を設け、70歳までの就業機会確保を努力義務とすること等を盛り込んだ改正法案¹¹を、第201回国会に提出し、2020年3月31日に成立した(2021年4月1日施行)。 2019年財政検証結果を踏まえ、就労期間の延伸による年金の確保・充実のため、在職老齢年金制度の見直し、年金受給開始時期の選択肢の拡大等について全世代型社会保障検討会議等で議論を行い、2019年12月19日には「全世代型社会保障検討会議 中間報告」を取りまとめた。これを 	厚生労働大臣
	<p>(年金制度との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期については、70歳以降も選択できるように、その範囲を拡大する。加えて、在職老齢年金制度について、公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。 		厚生労働大臣

¹⁰ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）

¹¹ 雇用保険法等の一部を改正する法律案

	<p>(諸環境の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を發揮し、安心して活躍するための環境を整備する。 <p>また、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める。</p>	<p>踏まえ、年金の受給開始時期を現行の60～70歳から60～75歳へ拡大し、60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）の支給停止の基準額を、現行の28万円から65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）と同じ47万円に引き上げる等の内容を盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案を第201回国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が能力を發揮し、安心して活躍できる環境を整備するため、65歳超雇用推進助成金の充実や生涯現役促進地域連携事業を推進した。 ・ 高齢期を見据えたキャリア形成支援のため、2020年度からキャリア形成サポートセンターの整備や、中高年齢層向けの在職者訓練の推進、離職者訓練プログラムの開発・普及に取り組んでいる。 ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知を 	<p>厚生労働大臣</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

		<p>行うとともに、2020年度から、高年齢労働者の安全と健康確保のための中小企業等の取組を補助金で支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高年齢層の女性の就労支援のため、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化として、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング等を推進するための取組を実施した。 	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

2. 中途採用・経験者採用の促進

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年：転職入職率 9.0%」【98】

⇒2018年：8.2%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
中途採用・経験者採用の促進等	<p>・人生100年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要である。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の必要な見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用の拡大を図る必要がある。</p> <p>このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。</p>	<p>・労働施策総合推進法¹²について、大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の公表を求めると等を盛り込んだ改正法案¹³を、第201回国会に提出し、2020年3月31日に成立した(2021年4月1日施行)。</p> <p>・中途採用・経験者採用を積極的に進めている企業について、採用制度及び評価・報酬制度に係る好事例に関する動画を公表した。</p>	厚生労働大臣

¹² 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

¹³ 雇用保険法等の一部を改正する法律案

3. 多様で柔軟な働き方の拡大

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年：テレワーク導入企業を2012年度比で3倍」【102】

⇒2019年：20.2%（2012年：11.5%）

《KPI》「2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率 55%」【108】

⇒2015年：53.1%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
多様で柔軟な働き方の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の抑制や労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業の普及促進を図る。ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、検討会における健康確保の充実と実効性のある労働時間管理の在り方についての検討を加速し、2019年中に結論を得る。その上で労働政策審議会において議論を開始し、可能な限り速やかに結論を得る。 ・副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。 ・契約条件の明示、契約内容の 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの配布、セミナー等の開催を通じて、ガイドライン等を周知している。 ・労働時間管理・健康確保の在り方について、2019年8月に検討会において報告書を取りまとめ、労働政策審議会において議論を進めている。 ・労災補償の在り方については、2019年12月に労働政策審議会において「複数就業者に係る労災保険給付等について」を取りまとめ、2020年2月に改正法案¹⁴を、第201回国会に提出し、2020年3月31日に成立した（2021年4月1日施行）。 ・雇用類似の働き方に関 	厚生労働大臣

¹⁴ 雇用保険法等の一部を改正する法律案

	<p>決定・変更・終了のルールの明確化、報酬額の適正化など、フリーランスなどの雇用関係によらない働き方における諸課題について、法的保護の必要性も含めた中長期的な検討を進めるに当たり、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において、2019年の夏までに一定の取りまとめを行うとともに、特に優先すべき検討課題については、スピード感を持った検討を進める。</p>	<p>する保護等の在り方について、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において検討を行い、2019年6月に中間整理を行ったところ。</p> <p>引き続き、契約条件の明示、契約内容の決定・変更・終了のルールの明確化、報酬額の適正化など、中間整理において、特に優先的に検討すべき課題とされた事項を中心に、検討を進めていく。</p> <p>また、内閣官房において、関係省庁の協力の下、一元的に実態を把握・整理した上で、今後の政策の方針を検討する。</p>	
<p>生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2019年4月から大企業に対して適用された罰則付きの時間外労働時間規制について、監督指導の徹底など、適切な施行に努める。あわせて2020年4月からの中小企業への適用、2024年4月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 大企業において時間外労働の上限規制に関して法違反が認められた場合は是正指導を行う等、適切な施行に努めている。 2020年4月からの中小企業への適用や、2024年4月からの適用猶予業種への適用に向けては、全国の労働基準監督署に設置されている労働時間相談・支援班や47都道府県に設置されている働き方改革推進支援センター等に 	<p>厚生労働大臣</p>

		<p>における周知等に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 建設業の働き方改革等のため、新・担い手3法¹⁵が成立し、順次施行されている。 • トラック運送業における働き方改革等のため、改正貨物自動車運送事業法¹⁶が施行され適切な運用を図るとともに、取引の適正化や働きやすい労働環境の実現を目指した「ホワイト物流」推進運動の展開など、働き方改革の実現に向けた政府行動計画を着実に実施している。また、2018年11月に策定されたガイドラインを、各都道府県で開催するセミナー等により周知している。 • 「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、医師の働き方に関する医事法制・医療政策における措置を要する事項等について、制度改正も含めた検討を進めている。また、医師の時間外労働削減のため、「医師の働 	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

¹⁵ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）

¹⁶ 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）

		<p>き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」において、タスク・シフト/シェアの普及推進について制度的対応を含めた検討を進めている。これらに加え、医療機関の管理者の意識改革や適切な労務管理をはじめとするマネジメント改革、ICTの活用等による業務効率化等についても検討するとともに予算措置を進めている。</p>	
<p>女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児参画を推進するため、育児・介護休業法¹⁷の周知徹底や履行確保とともに、イクメンプロジェクト等の男性が育児休業しやすい職場風土の醸成を企業に促すための取組を実施している。また、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んだ事業主に対して助成金を支給している。 	<p>厚生労働大臣</p>

¹⁷ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）

4. 疾病・介護の予防

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2040 年までに健康寿命を男女とも 3 年以上延伸し、75 歳以上とすることを旨とする。」【113】

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
疾病予防の促進について	<p>(保険者努力支援制度 (国民健康保険))</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進自治体のモデルの横展開を進めるために保険者の予防・健康インセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における疾病予防の位置付けを高めるため、保険者努力支援制度の抜本的な強化を図る。同時に、疾病予防に資する取組を評価し、(a) 生活習慣病の重症化予防や個人へのインセンティブ付与、歯科健診やがん検診等の受診率の向上等については、配点割合を高める、(b) 予防・健康づくりの成果に応じて配点割合を高め、優れた民間サービス等の導入を促進する、といった形で配分基準のメリハリを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019 年 7 月に、2020 年度保険者努力支援制度の評価指標について、地方公共団体と協議の上、予防・健康づくりに関する評価指標 (特定健診・特定保健指導、糖尿病等の重症化予防、個人インセンティブの提供、歯科健診及びがん検診) について配点割合を引き上げ、メリハリを強化するとともに、重症化予防のアウトカム指標 (新規透析導入患者数) を導入する等の見直しを行った。 また、2020 年度予算において、保険者努力支援制度を抜本的に強化し、新規に 500 億円 (事業費分 200 億円及び事業費連動分 300 億円) を計上し、予防・健康づくりを強力に推進することとした。 	厚生労働大臣

	<p>(後期高齢者支援金の加減算制度 (企業健保組合))</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者支援金の加減算の幅を 2017 年度の 0.23% から 2020 年度に両側に最大 10% まで引き上げることで、保険者 (企業健保組合) の予防・健康インセンティブを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2018 年度から、後期高齢者支援金加算の対象範囲及び加算率について段階的に引き上げを実施し、2020 年度支援金の加算率は最大 10% に設定。 <p>また、減算については、特定健診・保健指導の実施率に加え、がん検診・歯科健診等複数の指標で総合評価を実施し、達成状況に応じて減算率を 3 区分で設定。2020 年度支援金の減算率は最大 10% に設定。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>介護予防の促進について</p>	<p>(介護インセンティブ交付金 (保険者機能強化推進交付金))</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進自治体の介護予防モデルの横展開を進めるために保険者と都道府県のインセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護インセンティブ交付金の抜本的な強化を図る。同時に、介護予防等に資する取組を評価し、(a) 介護予防について、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用し、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡大・充実、ポイントの活用といった点について、(b) 	<ul style="list-style-type: none"> 公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金 (200 億円) に加え、介護保険保険者努力支援交付金 (社会保障の充実分 200 億円) を創設し、新設の交付金については、介護予防・健康づくりの取組に有効に活用する観点から、介護予防・健康づくりに資する取組のみに活用できることとした。 	<p>厚生労働大臣</p>

	<p>高齢者就労・活躍促進について、高齢者の介護助手への参加人数、ボランティアや介護助手へのポイント付与といった点について、交付金の配分基準のメリハリを強化する。</p>	<p>また、2020年度の交付金の配分基準において、介護予防・健康づくりや、高齢者就労・活躍促進に資する取組について、重点的に評価を行うこととした。</p>	
エビデンスに基づく政策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病・介護予防に資する取組を促進するに当たっては、エビデンスに基づく評価を取組に反映していくことが重要である。このため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定めるとともに、その結果を踏まえ、保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省及び経済産業省は、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するための大規模実証事業を2020年夏頃から順次開始する。 ・実証の開始に向けて、統計学的な正確性を確保するため、統計学の有識者等との意見交換を実施した。 ・予防・健康づくりに関する大規模実証事業として、厚生労働省7.3億円（2020年度予算額）、経済産業省15億円の内数（2019年度補正予算額、2020年度予算額計）を予算に計上。 	厚生労働大臣、経済産業大臣
ナッジ理論の活用による個人の行動変容促進	<ul style="list-style-type: none"> ・健診等の結果や案内の通知が個人の行動変容につながり、受診率向上が図られるよう、ナッジ理論も活用しつつ、健診データを分かりやすく本人へ提供するため、全体・平均値との比較や将来予測などの情報の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナッジ理論を活用した「受診率向上施策ハンドブック（第2版）」等について様々な場面で周知をするとともに、保険者等の健診受診勧奨の取組を支援している。 ・また、特定健診については、2019年度に、全国を7ブロックに分 	厚生労働大臣

		け、それぞれにおいて現場担当者等を交えた会議を開催し、受診勧奨等の本人への働きかけに係る先進・優良事例の横展開を図った。	
民間予防・健康サービスの促進について	<p>(企業の健康経営・健康投資の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業健保組合の予防・健康づくりの取組を見える化する健康スコアリングレポートにより、企業健保組合と企業との協力を促進する。企業の健康投資額の見える化により、企業の健康経営が資本市場から適切に評価されるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度から、健保組合等に対する健康スコアリングレポートの送付を開始(2019年度は9月に送付)。2021年度以降は、事業主単位のレポートを作成予定。 <p>企業の健康投資額の見える化については、2019年9月から「健康投資の見える化」検討委員会を開催し、健康投資やその効果の見える化に向けた検討を実施している。この検討に基づき、企業が健康経営を効果的に実施し、資本市場をはじめとした様々な市場と対話するための枠組みを示す「健康投資管理会計ガイドライン」を2020年6月に取りまとめる。また、当該ガイドラインを踏まえ、企業等の健康投資を更に促進するインセンティブ措置の導入を見据え、資本市場等で活用可能</p>	<p>総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>

	<p>(ヘルスケアサービスの品質向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘルスケアサービスの品質向上に向けたガイドラインを策定する。また、ヘルスケアデータの標準化を進める 	<p>な健康経営に係る情報開示のあり方等について、2020年度内を目途に取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年4月に「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を取りまとめ、ヘルスケア関連の業界団体等に業界自主ガイドライン等の策定を周知・促進し、自主的な品質向上の取組を支援している。 <p>健診情報等については厚生労働省において「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」を立ち上げ、取りまとめた「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」に基づき、民間利活用作業班において、PHRとしての情報提供の在り方や民間事業者におけるPHRの利活用及び遵守すべきルール等について、関係省庁と連携して検討を進めているところ。</p>	<p>経済産業大臣</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

1. 地域のインフラ維持と競争政策

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す」【130】

⇒2018年：-0.03%（2017年：0.18%）

《KPI》「2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす」【131】

⇒2017年度：990,983社（2016年度：954,546社）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
地域のインフラ維持と競争政策	<p>・地域銀行及び乗合バス等の事業者は、地域における基盤的サービスを提供し、破綻すれば地域に甚大な影響を与える可能性が高い「地域基盤企業」とも言える存在であり、その維持は国民的課題である。</p> <p>他方、これら2分野の事業者は、現在、少子化、人口減少の中で、地域において、その経営が急速に悪化しており、インフラ機能維持のため、その経営力強化が喫緊の課題である中、その選択肢として、経営統合や共同経営の実施が見込まれる。</p> <p>このため、こうした地域基盤企業に限定して、経営統合等に関して、特例的な措置を講ずることにより、地域社会のコミュニティの維持を図るべきである。その際、経営統合等から生じる消費者・利用者への弊害を防止し、経営統</p>	<p>・乗合バス事業者及び地域銀行が提供するサービスの維持を図るため、独占禁止法の特例を定める地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案を、第201回国会に提出した。</p>	内閣総理大臣（経済再生担当大臣）

合等の果実を地域のインフラ維持や経済発展に活用するなどにより、独占禁止法の究極的な目的である「一般消費者の利益」の確保を達成することが不可欠であり、公正取引委員会及び主務官庁のいずれの知見も最大限活かされるよう、両者の緊密な連携を前提とするものとする。

第一に、乗合バスは地域の足であり、高齢者の住民のためにも、その維持が必要である。地方の不安な現状を訴える声は多い。典型的な例として、乗合バス等の事業者について、共同経営等を認め、街の中心部における頻度の高い便数の適正化を図れば、その収入を調整することにより、低需要の路線を維持することが可能となる。これは、地域住民の利便性向上につながる。地域において、関係者による協議会を設置することを前提にした、新たなスキームを実現する。

第二に、地域銀行は、それぞれの地域において、7割から8割の企業のメインバンクとして、地域経済を支えている。業績が悪化すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が預金者や借り手に及び、地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある。早期に地域銀行の事業の改善を図るため、経営統合により生

	<p>じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組を行うことを前提に、シェアが高くなっても特例的に経営統合が認められるようにする。</p> <p>これらの目的のため、特例法を設けることとする。本施策については、10年間の時限措置とし、2020年の通常国会に特例法の法案提出を図る。</p>		
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

2. 地方への人材供給

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す。」【130】 <再掲>

⇒2018年：-0.03%（2017年：0.18%）

《KPI》「2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす。」【131】 <再掲>

⇒2017年度：990,983社（2016年度：954,546社）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
地方への人材供給	<p>・日本全体の生産性を向上させるためにも、地域的にも業種的にもオールジャパンでの職業の選択がより柔軟になることが必要である。</p> <p>特に、疲弊が進む地方には、経営水準を高度化する専門・管理人材を確保する意義は大きい。一方、人生100年時代を迎える中で、大都市圏の人材を中心に、転職や兼業・副業の場、定年後の活躍の場を求める動きは今後更に活発化していく。これら2つのニーズは相互補完の関係にあり、これらを戦略的にマッチングしていくことが、今後の人材活躍や生産性向上の最重点課題の1つである。</p> <p>しかしながら、地方の中小・小規模事業者は、往々にしてどのような人材が不足しているか、どのような機能を果たして貰うべきかが明確化できておらず、適切な求人が</p>	<p>・プロフェッショナル人材事業において、45道府県（東京都・沖縄県を除く）に設置されたプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域金融機関等と連携するなどし、地域企業に対し、新事業立ち上げ、新規販路開拓等の「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材のマッチングを支援している。また、都市部大企業とも連携し、出向・研修等を通じた人材還流を実施している。</p> <p>2016年1月の事業実施から2020年3月末時点で、相談件数43,867件、成約件数8,617件の実績。</p>	内閣総理大臣（まち・ひと・しごと創生担当大臣）

	<p>できないか、獲得した人材を適切に処遇できていないのが現状である。</p> <p>また、結果として地方での人材市場が未成熟なため、人材紹介事業者も、地方での事業展開は消極的で、地方への人材流動は限定的である。</p> <p>こうした現状に鑑み、①受け手である地域企業の経営戦略や人材要件の明確化を支援する機能の強化（地域金融機関の関与の促進等）、②大都市圏の人材とのマッチング機能の抜本的強化、③大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みを構築し、大都市圏から地方への専門・管理人材の流れを一気に加速させていくこと、に重点的、集中的に取り組む。</p>		
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

3. 人口急減地域の活性化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す。」【130】 <再掲>

⇒2018年：-0.03%（2017年：0.18%）

《KPI》「2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす。」【131】 <再掲>

⇒2017年度：990,983社（2016年度：954,546社）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
人口急減地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 人口急減地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業の担い手不足が深刻化し、地域社会・経済の維持に困難が生じていることから、地域づくりを行う人材の確保とその活躍の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）が第200回国会において成立し、2020年6月から施行されることとなった。これに向け、2020年度予算において、同法に基づいて地域内の事業者には人材を派遣する事業協同組合を支援する特定地域づくり事業推進交付金を計上するとともに、施行規則¹⁸の公布や、地方ブロック別説明会を実施した。 	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、総務大臣

¹⁸ 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号）

4. 観光・スポーツ・文化芸術

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。」【146】

⇒2019 年：3,188 万人（2012 年：836 万人）

《KPI》「訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。」【147】

⇒2019 年：4 兆 8,135 億円（2012 年：1 兆 846 億円）

《KPI》「スポーツ市場規模を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す。」【153】

⇒2017 年：8.4 兆円（スポーツ GDP 暫定推計値）

《KPI》「2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比 3 %程度）に拡大することを目指す。」【156】

⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
観光立国の実現	・観光は、地方創生への切り札、成長戦略の柱であり、引き続き、観光先進国の実現に向けた取組を進める。	<p>・「観光ビジョン実現プログラム 2019」（令和元年 6 月観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、観光先進国の実現に向けた取組を進めた。</p> <p>具体的には、受入環境整備として、多言語対応、無料 Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応等を推進した。</p> <p>また、地域の新しいコンテンツの開発として、国際競争力の高いスノーリゾートの形成、美術館・博物館の文化観光資源としての活用、国立公園におけ</p>	全閣僚

		<p>る体験型コンテンツの充実等を推進した。</p> <p>このほか、日本政府観光局と地域の適切な役割分担や連携強化として、地域の役割が受入環境整備等の着地整備であることを明確化した。また、日本政府観光局において、地域の魅力を効果的に発信できるよう、プロモーションの高度化及び各地域へのコンサルティング業務の強化等を推進した。</p>	
スポーツ産業の未来開拓	<ul style="list-style-type: none"> 中央競技団体等のガバナンス確保と収益力向上を両輪とする経営改革を促すため、スポーツ団体ガバナンスコードを策定し、2019年度中にその実施の仕組みを構築する。また、普及・マーケティング戦略策定に係る手引きを2019年度中に策定するとともに、先進モデル形成を行う。さらに、中央競技団体等に財政基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央競技団体及びその他の一般スポーツ団体向けのスポーツ団体ガバナンスコードをそれぞれ策定した（それぞれ2019年6月10日、8月27日）。中央競技団体については、2020年度から、その遵守状況について、各団体が自己説明・公表を行うとともに、統括団体が4年ごとの適合性審査を実施することとしている。 普及・マーケティング戦略策定に係る手引きを2020年3月に策定するとともに、先進モデル形成として2団体を支援した。 中央競技団体等に財政 	文部科学大臣

		<p>基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方について検討を行い、2020年度から中央競技団体による、優れた普及・マーケティングに係る取組を支援するための予算措置を講じた。</p>	
<p>文化芸術資源を活用した経済活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京国立博物館について世界トップレベルの博物館とする「トーハク新時代プラン」を着実に実行し、その成果等を他の博物館に横展開する。また、地方の美術館・博物館等において、国等有する地方ゆかりの名品を展示するなど地方の特色ある取組を促進するとともに、文化インバウンド創出に向けた新たな枠組みの検討等を進める。さらに、国際博物館会議（ICOM:International Council of Museums）京都大会2019のレガシーを地域の博物館の機能強化に活かすとともに、コレクションの充実や見える化、学芸員の資質向上等に取り組むなど文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による好循環の創出を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京国立博物館において、外国人観光客にも分かりやすくなるよう多言語化等の推進を図るとともに、国立博物館4館では、こうした観覧環境等の向上を図るため、常設展の値上げ（2020年4月～）を決定した。 地域における文化観光を推進するため、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案を、第201回国会に提出した。 博物館の機能強化について、2019年11月に「文化審議会博物館部会」を新設し、「国際博物館会議（ICOM）京都大会2019」における議論も踏まえた博物館政策に関する継続的な議論を進めている。 文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による好循環の創出に 	<p>文部科学大臣</p>

		ついて、「文産官連携会議」等において、芸術界や産業界と意見交換を進めている。	
--	--	----------------------------------------	--

5. 国家戦略特区

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る」【20】〈再掲〉

⇒2019年10月公表時18位（前年比7位向上）

《KPI》「2020年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る」【28】〈再掲〉

⇒2019年：3位（2012年：4位）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
国家戦略特区	<ul style="list-style-type: none"> 健全な競争環境を作る観点から、国家戦略特区制度を基礎に、AIやビッグデータ等を活用し、世界に先駆けて、未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図るとともに、Society5.0に向けた技術的基盤を早急に整備する。 加えて、近未来技術の実証実験の迅速化・円滑化を図るた 	<ul style="list-style-type: none"> 「スーパーシティ」構想については、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を核とし、住民合意を背景に、先端的事業を実施するための迅速・一体的な規制改革を図るための国家戦略特別区域法の改正案¹⁹について、第201回国会に提出した。 また、同構想の実現に向け、選定都市における分野横断的なデータ連携基盤の構築に向けた調査・検討や、データを活用した先端的な事業計画の作成支援及び協議会開催等の運営支援等について2020年度予算に盛り込んだ。 地域限定型の規制のサンドボックス制度に 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特</p>

¹⁹ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

	<p>め、地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設に取り組む。</p>	<p>については、同制度を創設するための国家戦略特別区域法の改正案²⁰について、第201回国会に提出した。</p>	<p>命担当大臣 (地方創生)</p>
--	--------------------------------------	----------------------------------------------------------------------	-------------------------

²⁰ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す。」【130】 <再掲>

⇒2018年：-0.03%（2017年：0.18%）

《KPI》「2020年までの3年間で全中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社のITツール導入促進を目指す。」【132】

⇒132,139社（2020年3月現在）

《KPI》「2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす。」【131】 <再掲>

⇒2017年度：990,983社（2016年度：954,546社）

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。」【133】

⇒2018年度：開業率4.4%（2017年度：5.6%）、廃業率3.5%（2017年度：3.5%）

《KPI》「中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする。」【134】

⇒2017年：1.09倍（2016年：1.03倍）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
デジタル実装支援	・デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるよう、ものづくり補助金やIT導入補助金等による支援を引き続き推進するとともに、創業時等におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化の普及促進やクラウド・ファンディングなどのデジタルツールの活用を採択時の加点要素とする補助金の範囲の拡大を検討する。	・「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」では、平成30年度補正予算事業で9,531件、令和元年度補正予算事業（1次締切）で1,429件（2020年3月時点）採択し、支援してきた。また、「サービス等生産性向上IT導入支援事業」（平成30年度補正予算事業）により7,386件、令和元年度補正予	経済産業大臣

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、個社単位のデジタル化のみならず、データレンディング、補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービス、EDI 関連サービス、支援機関によるデジタル化促進などの普及支援策を検討する。 	<p>算事業（1 次締切）で 2,464 件（2020 年 3 月時点）採択し、支援した。</p> <p>また、デジタルツールの活用を採択時の加点要素とする補助金について、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」に加え、「小規模事業者持続化補助金」においても加点対象とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングに係る信用保証制度の運用手法に関し、手続簡素化の可能性について制度関係者間の検討において一定の結論を得た。 ・補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービスの取扱金融機関を 10 機関（その他 51 機関が提携検討中）まで拡大するとともに対象補助金も拡充の予定。 ・下請中小企業の生産性の向上を目的に、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づく「振興基準」を 2020 年 1 月に改正し、親事業者が下請事業 	<p>経済産業大臣</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

		<p>者の取組を先導して、中小企業共通 EDI 等による電子受発注、電子的な決済等の推進をすることなどを同基準に新たに規定した。また、EDI 関連サービスを導入する取組の支援方策としてものづくり補助金の事業類型に、新たに「サプライチェーン効率化型」を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営課題に対応した IT ツールの情報基盤として IT プラットフォーム「ここからアプリ」を整備した（2020 年 3 月時点で 142 のツールを掲載）。 	
経営資源引継ぎの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、事業引継ぎ支援データベースや後継者人材バンクを抜本拡充するなど、経営資源引継ぎ型の創業や第三者承継等を後押しするための取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業引継ぎ支援データベース」を 2019 年 9 月から民間金融機関等にも開放し、登録案件数を増加させた（2020 年 1 月時点で、約 4,400 件の案件を登録。）。 ・「後継者人材バンク」を 2020 年度末を目途に全国 48 か所の事業引継ぎ支援センターに拡大する。 	経済産業大臣
経営者保証	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイド 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則 	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣、経済

	<p>ライン」の特則を年内を目途に策定する。また、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足をできるよう、専門家の確認・支援を受けられることができる体制を整備する。さらに、事業承継時に後継者の経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設するとともに、保証料負担を最大ゼロまで軽減する政策を推進する。加えて、商工中金が原則無保証化するなど、政府系金融機関・信用保証協会の取組を一層促すとともに、これらの施策を通じて民間金融機関による経営者保証に依存しない融資についても一層進めていく。</p>	<p>を2019年12月24日に策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継時の経営者保証解除に向けた専門家による支援事業を2020年4月より実施する。 ・事業承継時に一定の要件の下で経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設し、2020年4月より運用を始める。また、専門家による確認を受けた場合には保証料負担を最大ゼロまで軽減する。 ・商工中金の原則無保証化について、2020年1月から開始した。 	<p>産業大臣</p>
<p>産業ごとのきめ細かな取引関係の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となっている中小企業が賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もあることから、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、下請Gメンによる下請事業者の実態把握等も含めて調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「価値創造企業に関する賢人会議」を開催し、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行うことで中小企業の価格転嫁などの課題を明らかにし、2020年2月に取りまとめた中間報告において、企業間連携の促進などによる共存共栄モデルの浸透や、個別取引の適正化を一層進めるべきであるとの方向性を確認した。 ・また、今年度、下請Gメンが下請中小企業4,566社(2020年3月末時点)を訪問し、ヒアリングを実施した。 	<p>内閣総理大臣(公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長)、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p>

	<p>これにより、サプライチェーン全体の中で、大企業と中小企業がコストアップを公正に負担し合ったり、大企業が中小企業のデジタル技術実装に協力したりすることで、中小企業の生産性向上を後押しし、経済全体の付加価値を高める、共存共栄の関係を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •(再掲) 下請中小企業の実生産性の向上を目的に、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づく「振興基準」を 2020 年 1 月に改正し、親事業者が下請事業者の取組を先導して、中小企業共通 EDI 等による電子受発注、電子的な決済等の推進をすることなどを同基準に新たに規定した。また、EDI 関連サービスを導入する取組の支援方策としてもものづくり補助金の事業類型に、新たに「サプライチェーン効率化型」を追加した。 	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を
実践」【143】

※進捗把握は、農林業センサス等を行う予定

《KPI》「2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成する。」(2012
年：4,497 億円)【136】

⇒2019 年：9,121 億円

《KPI》「2028 年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を
倍増させる。」(2015 年：2,500 億円)【145】

⇒2018 年：3,200 億円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
農業改革の加速	<ul style="list-style-type: none"> 2022 年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、「農業新技術の現場実装推進プログラム」(令和元年6月7日農林水産業・地域の活力創造本部了承)にも即し、研究開発、実証・普及及び環境整備の取組を一体的に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> スマート農業の本格的な現場実装に向け、野菜・果樹用の収穫ロボットの開発などの研究開発、全国 69 地区での生産から出荷までの一貫した体系としての実証などの実証・普及及び「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」の作成などの環境整備の取組を一体的に進めた。 	農林水産大臣
輸出の促進	<ul style="list-style-type: none"> 海外の食品安全等の規制に対して、輸出先国の基準に適合した施設の認定の加速化を含めた国内対応の充実や、規制の撤廃・緩和に向けた交渉の政府一体的な実施を図るため、法制度化を含め検討し、体制を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の食品安全等の規制に対する体制の強化に向けた検討を行い、農林水産大臣が本部長を務める「農林水産物・食品輸出本部」の設置、輸出先国との協議や輸出円滑化のための環境整備等に関する基本方 	農林水産大臣

		<p>針の策定、輸出証明書発行や施設認定等の輸出を円滑化するための措置、輸出に取り組む事業者に対する支援等を内容とする農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案を第200回国会に提出し、同法は2019年11月20日に成立した（2020年4月1日施行）。</p>	
<p>林業改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合について、製材工場等の大規模化等に対応し、組合間の連携手法の多様化に向けた検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合について、製材工場等の大規模化に対応するとともに、輸出の拡大に寄与するため、販売体制の強化に向けた検討を行い、事業譲渡、吸収分割及び新設分割の導入による組合間の連携手法の多様化等を内容とする森林組合法の一部を改正する法律案を第201回国会に提出した。 	<p>農林水産大臣</p>

三. KPI レビューの実施

「実行計画」により、157のKPIが設定されているが、これらの各KPIについて、その進捗状況等を踏まえて、A、B、Nの3種類に区分した。目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIの目標達成に向けて進捗しているものをA、AほどKPIが進捗していないものをB、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。）をNとした。今般の157の各KPIの進捗状況については、A区分63、B区分74、N区分20となっている（別添参照）。これらの進捗状況を踏まえ、「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」を改訂（令和2年7月17日閣議決定）し、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策への取り組みを強化する。

KPI の進捗状況について

実行計画に掲げられた KPI について、現時点において、下記の方法により、その進捗状況をまとめたものである。

- 「KPI」の欄は、実行計画に掲げられた KPI を記載。
- 「主担当省庁」の欄は、施策群ごとに設定された KPI の実現に特に関わる省庁名等を記載。
- 「KPI の出典」の欄は、KPI の数値の根拠となる統計名、調査名等を記載。
- 「最新の数値」の欄は、KPI の最新の数値を、時期（カッコ書き）とともに記載。
- 「KPI の進捗」の欄は、以下の区分により整理。

A：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI の目標達成に向けて進捗しているもの

B：Aほど KPI が進捗していないもの

〔 N：今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。） 〕

- 「KPI の進捗の詳細」の欄は、「KPI の進捗」の評価の理由等を記載。

I. Society5.0の実現

施策群：デジタル市場のルール整備

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
1	企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出	16 社	A	2020 年 3 月末までに、未上場ベンチャー企業又は上場ベンチャー企業は 16 社創出されている。 本 KPI は、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	未上場ベンチャー：JAPAN STARTUP FINANCE REPORT 2018、2019 上場ベンチャー：内閣府調べ	内閣府(政策統括官(科学技術・イノベーション担当))
2	業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を 2020 年度までに 30 事例創出する	32 事例 (2020 年 2 月現在)	A	2018 年度までの 25 事例に加え、2019 年度「Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業」における補助事業において複数の企業間で連携してデータの収集・共有を行う事業を支援している。当該補助金の採択事業者数は 22 件(2020 年 2 月時点)であり、このうち 11 件が業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例である。 2018 年度までの 25 事例の継続案件との重複を排除して合計 32 事例となり、KPI を達成した。	経済産業省の補助事業にて支援対象とした、業種・事業者を横断するデータ共有を行う事業の数と、生産性向上特別措置法の特定革新的データ産業活用の認定数の合計から、重複を除いた値	経済産業省

3	2020年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出する	1,213 (2019年3月末時点)	A	地域におけるIoTについては、農林水産業分野、観光分野等での民間事業者による取組の広がりを踏まえ、民間事業者による取組も含む数値により再評価を行ったところ、IoTを活用した取組は、2019年3月末時点で1,213件となり、KPIを達成した。なお、2020年度においても、IoTを実装する際の財政支援、対象分野の重点化、支援する成功事例のモデルの要件の整理を行う等、多様な施策を総合的に実施していくことで、地方公共団体に限らず民間事業者も含めた地域のIoT実装に向けた取組の、より一層の加速を目指す。	総務省「地域IoT実装状況調査」(2019年3月末時点)	総務省
4	官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100%	100%	A	オープンデータ官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ、「食品等営業許可・届出一覧」及び「ボーリング柱状図等」に係る推奨データセット(機械判読に適したオープンデータフォーマット)を策定し、公表。当該データセットを用いたデータ公開が既に複数の地方公共団体で実施されていることを確認しており、今後の更なる公開数の拡大に向けて、地方公共団体への取組促進を進めているところ。	(2020年3月11日開催)第10回オープンデータワーキンググループ資料	内閣官房(IT総合戦略室)
5	2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする	40% (2020年3月2日時点)	B	地方公共団体を対象として、「地方公共団体向けオープンデータ推進ガイドライン・手引書」や「オープンデータ100(オープンデータ活用事例集)」等の物的支援と、オープンデータ伝道師の派遣等の人的支援を行っている。また、総務省においては、地方公共団体向けの	政府CIOポータル(オープンデータ取組自治体一覧)	内閣官房(IT総合戦略室)

				研修を実施している。今後の目標達成に向けては、都道府県との連携強化に取り組んでおり、地方の実状に合ったきめ細やかな情報提供や研修の実施等について関係省庁と連携して進める。		
6	2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始する	-	N	5Gサービスの実施状況に関する民間事業者からの報告が得られ次第評価を行う予定。	「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に関する四半期報告」	総務省
7	避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園などの防災拠点等について、2019年度までに約3万か所のWi-Fi環境の整備を目指す	整備済み箇所約2.6万か所 (2019年10月1日)	B	2018年10月1日時点において約2.4万か所が整備済みであったのに対し、2019年10月1日時点においては約2.6万か所が整備済みとなったところ。また、2019年度までに約3万か所の整備目標であった計画を見直し、2021年度までに引き続き約3万か所の整備を目標とした「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を2020年2月に改定。 本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。	「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」(2020年2月改定)	総務省
8	2020年度末までに地域の防災力を高めるLアラート高度化システムやG空間防災情報システムを、それぞれ15の都道府県、100の地方公共団体に導入する	都道府県：-	Lアラート：N	Lアラートの高度化については、Lアラート情報の地図化に必要な都道府県防災情報システム改修のための仕様を2020年度から一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)において仕様を公開する予定。導入に関するデータが得られ次第評価を行う予定。	FMMC集計	総務省

		地方公共団体：74 (2019年3月末時点)	G空間防災情報システム：A	G空間防災情報システムについては、総務省「地域IoT実装状況調査」(2018年3月末時点)において、利用事例があるという回答が72団体から得られたところ、同調査(2019年3月末時点)においては、同様の回答を74団体から得ている。	総務省「地域IoT実装状況調査」(2019年3月末時点)	
9	2020年までに、情報処理安全確保支援士登録数3万人超を目指す	19,417名 (2019年10月現在)	B	<p>独立行政法人情報処理推進機構(IPA)は、半年ごとに情報処理安全確保支援士の登録を実施。2019年10月時点の登録者数は19,417名。</p> <p>なお、情報処理安全確保支援士に登録する可能性のある試験合格者を加えると、31,438名となっている。</p> <p>また、登録者数の拡大に向けて、2019年12月、情報処理の促進に関する法律を改正¹し、情報処理安全確保支援士の義務講習の対象に、一定の条件を満たした民間事業者等による講習を追加した。</p> <p>本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。</p>	IPA集計	経済産業省

¹ 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第67号)

I. Society5.0の実現

施策群：フィンテック／金融分野

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
10	2020年6月までに、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す	129行がオープンAPIの導入を表明。 129行中124行が2020年6月までの導入を表明。	A	2020年3月時点において、全邦銀（外国銀行支店を除く）136行のうち、129行がオープンAPIの導入を表明。129行中124行が2020年6月までの導入を表明。	金融庁「金融機関における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の策定状況について」	金融庁
11	2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを指す	キャッシュレス決済比率 26.8% (2019年)	A	2018年(24.1%)から2019年(26.8%)の1年間でキャッシュレス決済比率は2.7%上昇し、2025年にキャッシュレス決済比率40%を達成するために必要な比率上昇(1年当たり約2.3%)に達したため。	脚注参照 ²	経済産業省
12	2020年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率(サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC)を5%改善することを指す	157日(2018年度)	B	SCCCのKPI設定時の参照値(2016年度)は160日であり、2018年度は157日となった。昨年度の日数(2017年度・158日)からは短縮しているものの、2020年度の	日経 NEEDS Financial QUEST ※東証一部上場企業(銀行業、証券・	経済産業省

² (クレジットカード支払額 ※1 + デビットカード支払額 ※2 + 電子マネー決済額 ※3 + QRコード決済支払額 ※4) / (民間最終消費支出 ※5)
 ※1 日本クレジット協会調べ、※2 日本銀行「決済動向」、※3 日本銀行「決済動向」、※4 (一社)キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」(クレジットカード及びブランドデビットカード紐付け利用分、クレジットカード及びブランドデビットチャージ分は排除) ※5 内閣府「国民経済計算年報」(名目値、2次速報値)

			<p>目標値(152日)を達成するために必要な日数の短縮(1年当たり2日)は達成できなかった。</p> <p>2020年度の目標値: $160(2016年度) \times 0.95(5\%改善) = 152$</p> <p>本 KPI は、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。</p>	<p>商品先物取引業、保険業、その他金融業、その他を除く)の平均値</p>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------

I. Society5.0の実現

施策群：モビリティ

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
13	2020 年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始	—	A	自動運転のための制度整備については 2018 年 4 月に IT 本部決定された「自動運転に係る制度整備大綱」に沿って関係省庁が取組を進めている。 公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスについては、2019 年からサービスを開始した。	(現地サービス実施地(秋田県上小阿仁町)に関する公式発表 http://kamikoani-ac-nk.jp/)	内閣官房(IT 総合戦略室)
14	2030 年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国 100 か所以上で展開	—	N	整理 No. 13 が 2019 年から実行されており、今後、地域限定型の自動運転サービスの他地域展開を進め、データを取得していく。なお、無人自動運転サービスの実現・普及に向けたロードマップ(2020 年 5 月公表)において、早ければ 2022 年度頃には限定空間では遠隔監視のみのサービスが開始される可能性があるなど、2030 年までの目標達成に向けて、必要な取組を実施することとしている。	—	内閣官房(IT 総合戦略室)
15	2020 年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の 90%以上に搭載	国内販売新車乗用車の装着率： 84.6%	A	自動ブレーキ(衝突被害軽減ブレーキ)装着率は 2017 年に 77.8%であったが、2018 年には 84.6%まで上昇しており、目標に向けて順調に進捗しており、達成見込みのため、終了。	国土交通省算出	内閣官房(IT 総合戦略室)

		(2018年)				
16	2020年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20%に搭載、世界市場の3割獲得	国内車両の装着率：19.0%（2018年） 世界市場獲得率の代替値：35.9%（2018年）	国内車両の装着率：A 世界市場：A	国内車両の装着率については、二輪車等を除いた国内車両のうち、安全運転支援装置・システムとして普及が進む衝突被害軽減ブレーキ（低速域衝突被害軽減ブレーキを含む）の装着率（推計値）をKPIの指標として整理。装着率は19.0%に伸びており、KPI達成のため現時点で必要な値である16.0%を上回った。 同装置装着車における日本の自動車メーカーによる世界市場獲得率については、これまでは、年間の全世界における同装置出荷個数を同装置装着車数とみなし、そのうち日本メーカーにより国内で生産・登録された同装置装着車数の占める割合により求めていたが、より実態に近づけるため、年間の全世界で生産された同装置装着車数のうち、日本メーカーにより国内外で生産された同装置装着車数の占める割合で求めることとした。これにより算出したところ、35.9%となり、達成見込みのため、終了。	国土交通省「ASV技術普及状況調査」、自動車検査登録情報協会「自動車保有台数推移表」、日本自動車工業「世界各国/地域の四輪車生産台数」、IHS Markit「ADAS Production データ」、経済産業省自動車産業ポータル・マークライズ」	内閣官房(IT総合戦略室)
17	2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及	国内販売新車の装着率：77.6%（2018年） 国内車両（ストックベ	新車：A ストックベース：B	KPIの達成に向けて、中短期工程表等により、フォローアップを行っていく。 国内販売新車への装着率は77.6%となり、KPI達成のための現時点で必要な値である71.1%を上回った。 一方で、ストックベースの装着率は19.0%でKPI達成のための現時点で必要な値である20.7%を下回った。	国土交通省「ASV技術普及状況調査」、自動車検査登録情報協会「自動車保有台数推移表」	内閣官房(IT総合戦略室)

		ス)の装着 率：19.0% (2018年)				
--	--	-----------------------------	--	--	--	--

I. Society5.0の実現

施策群：コーポレート・ガバナンス

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
18	大企業 (TOPIX500) のROA について、2025 年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す	2019 年度 TOPIX500 : 3.3% 米国 S&P500: 5.7% 欧州 BE500 : 3.9%	B	目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が 9 年であるところ、2019 年度の時点で 3 年が経過。TOPIX500 の ROA は 2016 年度が 3.8%、2017 年度が 4.0%、2018 年度が 4.0%、2019 年度が 3.3%と推移しており、いまだ欧米企業の ROA 水準から乖離している。また、2019 年度の TOPIX500 の ROA が 2018 年度の 4.0%から 0.7 ポイント低下している点については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり得る。	経済産業省調べ	経済産業省

I. Society5.0の実現

施策群：スマート公共サービス

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
19	2020年3月までに重点分野の行政手続コストを20%以上削減する	25%	A	2018年3月に改訂の「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づく取組によるコスト削減効果は22.2%と見込んでいるところ、規制改革推進会議において、2020年3月の行政手続コストを取りまとめた結果、25%。行政手続コスト削減に一定の成果を上げ、目標を達成したため、本KPIは令和元年度革新的事業活動に関する実行計画で終了とする。	「規制改革推進に関する答申」(2020年7月規制改革推進会議)	内閣府(規制改革推進室)
20	2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る	18位	B	平成29年12月に「事業環境改善のための関係府省庁連絡会議」を設置し、行政手続のデジタル化や事業規制の見直し等に取り組む中。2019年時点で18位(対前年比で7位向上)。 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が7年であるところ、2019年の時点で6年半が経過。2019年の順位は、18位(昨年比7位向上)である。KPI達成に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進が必要。現在、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、裁判手続等のIT化等について事業環境の改善に向けた取組を推進中。今後も、「事業環境改善のた	Doing Business Report2020	内閣官房(日本経済再生総合事務局)

				<p>めの関係省庁連絡会議」において整理された項目ごとの取りまとめ省庁が中心となって、事業環境の改善に向けた取組を推進することで、KPI 達成を目指す。</p> <p>本 KPI は、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において見直しを行う。</p>		
21	2020 年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が 3 位以内に入る	6 位	B	<p>目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 4 年であるところ、2019 年の時点での順位は 6 位となっており、KPI が目標達成に向けて進捗しているとは言えず、施策の更なる推進が必要。そのため、行政手続のデジタル化や事業規制の見直し等による事業環境改善、イノベーションエコシステムの構築を加速することで、KPI 達成を目指す。</p> <p>本 KPI は、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において見直しを行う。</p>	WEF The Global Competitiveness 2019	内閣官房 (日本経済再生総合事務局)
22	2022 年 6 月までに、IT 化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務（財務・会計領域等）を効率化する中小企業等の割合を現状の 4 倍程度とし、4 割程度とすることを目指す	17.0%	B	<p>IT 化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務（財務・会計領域等）を効率化する中小企業等の割合は、KPI 設定時の参照値（2016 年）は 10.8%であり、2018 年は 17.0%となり、2022 年の目標値（40%程度）を達成するために必要な割合の増加（1 年当たり約 5%）は達成できなかった。</p> <p>本 KPI は、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画における「施策群：中小企業・小規模事業者の生</p>	総務省「平成 30 年通信利用動向調査」	経済産業省

				産性革命の更なる強化」の KPI の見直しの中で、関連する KPI に統合する。		
23	政府情報システムのクラウド化等により、2021 年度までを目途に運用コスト（※）を約 1,200 億円圧縮する （※2013 年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。）	運用コスト 削減額：約 840 億円 （2018 年度 末）	A	運用コスト削減額については、2013 年度比で約 840 億円を削減（2018 年度末）。現時点において、目標達成期間である 2021 年度までに、約 1,150 億円の削減を見込んでいるところ。	内閣官房調べ	内閣官房 （IT 総合戦略室）
24	2020 年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025 年度までに 3 割削減することを目指す	—	N	2020 年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を精査中。2021 年度時点の数値が得られ次第、本 KPI の進捗を評価する予定。	—	内閣官房 （IT 総合戦略室）
25	2020 年度末までに AI・RPA などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を 300 とすることを目指す	169 （2019 年 3 月末時点）	A	2017 年度に AI・RPA などの取組を実施した地方公共団体数は 79 であり、2018 年度は新たに 90 団体が AI・RPA などを導入している。 また、2019 年度は「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業（2018 年度二次補正予算）」により、AI の開発実証及び RPA の導入補助を実施しているところであり、2019 年度末までには約 90 団体が新たに導入する見込みであるため、導入は順調に進捗しているといえる。	総務省「地域 IoT 実装状況調査」（2019 年 3 月末時点）	総務省

I. Society5.0の実現

施策群：次世代インフラ

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
26	2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す	—	N	<p>「建設現場」の生産性は、計測する手法が確立していないため、建設現場の生産性の計測手法について外部有識者による会議において検討し、2020年度中に計測結果を公表する。</p> <p>目標達成に向けては、2020年度までにICT施工の工種を基礎工・ブロック据付工(港湾)、地盤改良工(深層)、法面工(吹付法砕工)及び舗装工(修繕工)に拡大したところ。加えて、設計業務等におけるBIM/CIMの拡大や検査日数・書類削減の取組等の実施、施工側・技術開発側からの提案による更なる工種拡大を図っている。</p> <p>また、2016年度よりi-Constructionのトップランナー施策として推進してきた、ICT土工については約3割※の時間短縮効果を確認している(※2018年度実施分(2019年3月31日))。</p>	国土交通省調べ	国土交通省
27	国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサー	厚生労働省： 36% 農林水産省：	A	インフラの点検・診断などの業務において、新技術等を導入している施設管理者の割合はおおむね20%を超えており、KPIの目標達成に向けて進捗していると考え	厚生労働省調べ、 農林水産省調べ、	国土交通省

	などの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020年頃までには20%、2030年までには100%とする	27% 経済産業省： 20% 国土交通省： 35% 環境省：10% (2019年3月末時点)		ている。引き続き、新技術の導入を促進することで、KPI達成を目指す。	経済産業省調べ、 国土交通省調べ、 環境省調べ	
28	2020年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る	3位 (2019年)	A	東京の都市総合力ランキングは2016年に3位を達成し、2019年も2016年、2017年、2018年に引き続き3位であることから、本KPIは終了とするが、今後とも都市の競争力の向上に取り組む。	森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング2019」	内閣官房(日本経済再生総合事務局)
29	2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増(2010年4兆円)※可能な限り2020年までに達成を目指す	4.5兆円 (2018年)	B	既存住宅流通市場の規模は2018年時点で、4.5兆円(2010年から約0.5兆円増加)となっている。目標達成には市場の拡大ペースを加速化することが必要であるため、買取再販に係る特例措置(登録免許税：2014年4月～2022年3月、不動産取得税：2015年4月～2021年3月)、住宅金融支援機構のフラット35における中古住宅の取得費用に対する融資(2015年4月～)、「安心R住宅」制度(2017年12月～)等の施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。本KPI	住宅市場動向調査(毎年)、住宅・土地統計調査(5年ごと)	国土交通省

				は、2021年3月の住生活基本計画の改定を踏まえ、来年度成長戦略において見直す予定。		
30	2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増(2010年6兆円)※可能な限り2020年までに達成を目指す	7兆円 (2018年)	B	リフォーム市場の規模は2018年時点で、7兆円(2010年から約1兆円増加)となっている。目標達成には市場の拡大ペースを加速化することが必要であるため、長期優良住宅化リフォーム推進事業(2014年2月～)、住宅リフォーム事業者団体登録制度(2014年9月～)、住宅金融支援機構のフラット35におけるリフォームを含めた中古住宅の取得費用に対する融資(2015年4月～)、住宅リフォームに係る税制特例措置(2017年4月～)等の施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。本KPIは、2021年3月の住生活基本計画の改定を踏まえ、来年度成長戦略において見直す予定。	住宅・土地統計調査(5年ごと)、建築動態統計調査(毎年)、家計調査年報(毎年)、住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(毎年)、リフォームに関する意識・意向調査(毎年)	国土交通省
31	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9%(2005年)→3～5%(2020年)】	2.5% (2018年)	B	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、2018年度において、2.5%となっている。目標達成には高齢者向け住宅の供給を促進することが必要であるため、サービス付き高齢者向け住宅の建設費への補助や税制特例措置等の施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更な	・高齢者人口： 総務省「人口推計」 ・高齢者向け住宅： 厚生労働省「社会福祉施設等調査」(毎年)、国土交通省調べ(随時)、厚生労働省	国土交通省

				る取組の推進が必要である。本 KPI は、2021 年 3 月の住生活基本計画の改定を踏まえ、来年度成長戦略において見直す予定。	調べ（毎年）	
32	10 年間(2013 年度～2022 年度)で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする	事業規模：約 19.1 兆円 うち、公共施設等運営権方式を活用した事業：約 8.8 兆円 (2013 年度～2018 年度)	A	福岡空港特定運営事業等をはじめとした大型のコンセッション案件等により、目標達成期間の経過割合以上の KPI が目標達成に向けて進捗している。	内閣府調べ	内閣府 (PPP/PFI 推進室)

I. Society5.0の実現

施策群：脱炭素社会の実現を目指して

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
33	<p>家庭用燃料電池（エネファーム）は、2020年に140万台、2030年に530万台の普及を目指す</p> <p>【補助指標】 2020年にユーザー負担額が7、8年で投資回収可能な金額を目指す</p>	<p>普及台数： 約31.3万台 (2020年3月末時点)</p> <p>【補助指標】 投資回収年数：8～9年 (2019年度)</p>	<p>B</p> <p>【補助指標】 A</p>	<p>2009年の市販開始時点で300万円を超えていた販売価格は着実に低減し、特に2016年度から補助金に導入した価格低減スキームにより、固体高分子形燃料電池（PEFC）については2019年度販売価格が90万円（前年度比5%減）に、固体酸化物形燃料電池（SOFC）については110万円（前年度比8%減）となっている。その結果、補助指標の投資回収年数については2020年3月末で8～9年（前年度比10～20%減）となっている。2020年度で投資回収年数7、8年の目標は、現在のペースのまま低減が進めば達成が可能な見込み。</p> <p>他方、普及台数は2020年3月末時点で約31.3万台であり、2020年140万台の目標を下回っているものの、補助指標である投資回収年数は順調に低減が進んだため、今後の普及拡大が見込まれる。</p> <p>本 KPI は、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。</p>	経済産業省調べ	経済産業省

34	商用水素ステーションを 2020 年度までに全国に 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する	117 か所が開所済み (2020 年 3 月末時点)	B	<p>水素ステーションは 2020 年 3 月末時点で、117 か所整備されており、整備中も含めると 136 か所である。</p> <p>2020 年度までに 160 か所という KPI 達成に向けて、着実に整備されており、引き続き 2025 年度の KPI 達成に向け、日本水素ステーションネットワーク合同会社 (JHyM) とも連携しながら、官民一体となって整備を進めていく。</p> <p>本 KPI は、来年度成長戦略において、必要な見直しを行う。</p>	経済産業省調べ	経済産業省
18 (再掲)	大企業 (TOPIX500) の ROA について、2025 年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す	<p>2019 年度</p> <p>TOPIX500 : 3.3%</p> <p>米国 S&P500: 5.7%</p> <p>欧州 BE500 : 3.9%</p>	B	<p>目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が 9 年であるところ、2019 年度の時点で 3 年が経過。TOPIX500 の ROA は 2016 年度が 3.8%、2017 年度が 4.0%、2018 年度が 4.0%、2019 年度が 3.3%と推移しており、いまだ欧米企業の ROA 水準から ^{かいり}乖離している。また、2019 年度の TOPIX500 の ROA が 2018 年度の 4.0%から 0.7 ポイント低下している点については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり得る。</p>	経済産業省調べ	経済産業省
35	2020 年までに、新材料等を用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化を目指す	—	A	<p>KPI 達成に向けて技術開発を進めた結果、新材料である SiC を用いた高耐圧のパワー半導体モジュールが、次期東海道新幹線 N700S の確認試験車に搭載された。2020 年 7 月に商用運行開始予定。</p> <p>GaN についても技術開発や実証を実施しており、2019 年度は GaN 半導体素子を用いたパワーエレクトロニク</p>	経済産業省・NEDO 調べ、 環境省調べ	経済産業省

				<p>スで駆動する超省エネ電気自動車(All GaN Vehicle)を世界で初めて開発し、東京モーターショー2019にて公開展示した。</p> <p>本 KPI は、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。</p>		
36	民間活力を最大限活用して、JCM 等を通じた優れた低炭素技術の海外展開について、2020 年度までの累積で1兆円の事業規模を目指す	累積で約1兆2,360億円(2020年3月末時点)	A	<p>途上国に低炭素技術を導入することを目的としたプロジェクトとして、民間ベースの事業では190件が実施されている(事業規模:約9,361億円)。また、JCM 資金支援事業では159件のJCM プロジェクトが実施されている(事業規模見込み:約3,000億円)。2020年3月末時点で、KPI で掲げた目標である累積1兆円を既に上回っており、本 KPI は達成した。</p>	環境省・経済産業省調べ	環境省
37	焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を2015年度実績から2020年度までに倍増させることを目指す	63億円(2018年度)	B	<p>2016年度は138億円、2017年度は278億円と増加傾向であったものの、直近の2018年度は63億円となった。</p> <p>引き続き焼却設備やリサイクル設備等の輸出額の増大に努める。</p> <p>本 KPI は、インフラ海外展開に関する2021年以降の新戦略を踏まえて見直し、2021年夏に新たな KPI を設定する。</p>	一般社団法人日本産業機械工業会「環境装置の地域別輸出額」	環境省
38	2030年度までに運転開始されている一般海域の洋上風力発電事業を5区域以上とする	—	B	<p>2019年4月に施行した再エネ海域利用法においては、国が促進区域を指定し、事業者選定のための公募を行い、選定事業者に対して当該区域の一定期間の占用権を与えることとしている。</p>	—	経済産業省

				<p>2019年7月には、促進区域指定ガイドラインに基づき、11区域について、一定の準備段階に進んでいる区域と整理し、そのうち、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」、「千葉県銚子市沖」、「長崎県五島市沖」の4区域について、有望な区域と整理したところ。</p> <p>2019年12月には、長崎県五島市沖について、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定を行い2020年度にも事業者選定のための公募を開始する。</p>		
39	2020年4月1日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する	—	A	<p>2019年6月に、2020年4月の発送電分離の実施に先立って、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく検証を実施し、法的分離の実施に当たり現時点で必要と考えられる措置が適切に講じられているとの結果が得られた。</p> <p>各社においては2019年に、株主総会での決議や分社化後の社名・ロゴマークの決定・公表など、準備を進めていたと承知しており、2020年1月には各社より分割認可申請がなされ、同年3月に認可し、同年4月に発送電分離を実施し、本KPIは達成した。</p>	経済産業省調べ	経済産業省
40	2020年までの地熱発電タービン導入量での世界市場7割を獲得する	73.9%(2018年)	A	<p>2018年実績において、国内企業のシェアは7割であり、本KPIは達成した。今後も継続してシェア維持・拡大に努める。</p>	IRENA：世界全体の設置量 一般社団法人火力原子力発電技術協	経済産業省

					会：日本企業の設置量	
41	地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、FC（周波数変換設備）の増強（120万kWから210万kWまで）については2020年度を目標に運用開始を目指す	—	A	FCの増強については2020年度までに完了し、運用を開始することとしている。 本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。	経済産業省調べ	経済産業省
42	電力会社は、各社のスマートメーター導入計画に沿って、2020年代早期に全世帯・全事務所へのスマートメーターの導入を目指す	75.2%（2020年3月末時点）	A	各社においてスマートメーター導入計画に沿って2024年度までの導入完了に向けて、現在予定通り導入が進められている。 本KPIは、来年度成長戦略において、必要な見直しを検討する。	経済産業省調べ	経済産業省
43	国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020年に年間5,000億円を目指す（世界市場の5割程度） ※車載用・電力貯蔵用蓄電池が対象	4470億円（世界市場の24.3%） （2017年実績）	A	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が7年であるところ、2017年で4年が経過。KPI達成のため現時点で必要である市場獲得規模3886億円を上回り、KPIが目標達成に向けて進捗していることを確認。引き続き、先端蓄電池の技術開発による国内企業の競争力の強化やエネルギー政策の観点での支援を実施する予定。 本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。	民間企業調べ	経済産業省
44	2020年までに系統用蓄電池のコストを半分以下に（2.3万円/kWh以下）	—	N	2016年度の外部有識者会議にて、おおむね順調に進捗していることを確認。引き続き、2020年度までに系	経済産業省調べ	経済産業省

				<p>統用蓄電池の設置コスト 2.3 万円/kWh 以下に向けて、開発を実施中。</p> <p>本 KPI は、2020 年度の年度終了後に外部有識者による評価委員会を再度開催し、達成状況を確認し、必要な見直しを行う。</p>		
45	<p>2030 年の新築住宅及び新築建築物について平均で ZEH、ZEB の実現を目指す</p> <p>【補助指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅の平均エネルギー消費量を対 2013 年度比で、2025 年度▲25%とし、2020 年にハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化する ・新築建築物の平均エネルギー消費量を対 2013 年度比で、2025 年度▲18%とし、2020 年に新築公共建築物等でネットゼロエネルギービルの実現を目指す 	<p>【住宅】新築</p> <p>住宅の平均エネルギー消費量（対 2013 年度比）：▲7%（2017 年度分：推計値）</p> <p>ZEH 割合：19%（2018 年度分：推計値）</p> <p>【非住宅】</p> <p>新築建築物の平均エネルギー消費量（対 2013</p>	<p>N</p> <p>【補助指標】</p> <p>平均エネルギー消費量：A</p> <p>ZEH 割合：B</p> <p>【補助指標】</p> <p>平均エネルギー消費量：A</p> <p>ZEB 棟数：B</p>	<p>KPI 達成に向けて、まずは 2020 年までに標準的な新築住宅でのネット・ゼロ・エネルギー化及び新築公共建築物でのネット・ゼロ・エネルギー化の実現を目指している。</p> <p>新築住宅の平均エネルギー消費量（対 2013 年度比）については、2017 年度において▲7%であり、目標達成期間が 13 年であるところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。KPI 達成のため 2017 年度時点で必要である▲7%と同等の値となっている。住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、注文戸建住宅や賃貸アパートを供給する大手住宅事業者をトップランナー制度の対象に追加すること等を内容とする建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（令和元年法律第 4 号）の一部を改正する法律が 2019 年 5 月に公布され、その一部が同年 11 月に施行された。同改正法の円滑な施行を通じ住宅の省エネ性能の向上を図ることとしている。</p>	<p>新築住宅の平均エネルギー消費量：</p> <p>国土交通省住宅局調べ（所管行政庁への届出の結果、住宅・建築物を設計している事業者へのアンケート調査）</p> <p>ZEH 割合：ZEH ビルダー/プランナー 2018 年度報告書及び建築着工統計調査より</p> <p>新築建築物の平均エネルギー消費</p>	経済産業省

	<p>年度比) : ▲ 10%(2017年 度分 : 推計 値) ZEB棟数 : 未 達成</p>		<p>住宅のZEH化については、2020年度までに提供する住宅の過半数をZEH化することを宣言したハウスメーカー等(ZEHビルダー/プランナー)を担い手として順調に増加している。ZEHビルダー/プランナーによる2018年度の実績は、約5.5万戸、新築注文戸建住宅の着工数(2018年度実績:約29万戸)と比較した場合の割合は19%程度であり、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で6年が経過。現時点においてはKPI達成のため2018年時点で必要である30%には満たないものの、政府としてZEHの自立的普及に向けた取組を促進しているところであり、今後普及の加速化が期待される。</p> <p>新築建築物の平均エネルギー消費量(対2013年度比)については、2017年度において▲10%であり、目標達成期間が13年であるところ、「最新の数値」の時点で5年が経過。KPI達成のため2017年度時点で必要である▲10%と同等の値となっている。住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、省エネルギー基準への適合義務の対象となる建築物の範囲を中規模建築物に拡大することなどを内容とする建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)が2019年5月に公布された。</p>	<p>量 : 国土交通省住宅局調べ(所管行政庁への届出の結果、建築物を設計している事業者へのアンケート調査) ZEB棟数 : ZEB支援事業補助実績より</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	--

				<p>同改正法の円滑な施行を通じ新築建築物の省エネ性能の向上を図ることとしている。</p> <p>非住宅（ビル）の ZEB 化については、10,000 m²以下の建築物に対する ZEB 設計ガイドラインの策定を終え、現在は、10,000 m²以上の建築物において ZEB を実現するため、設計時のエネルギー計算ツールにて未評価となっている技術の実証を行うと共に普及の促進支援を行っているところ。こうした取組を継続することで、2020 年までに国を含めた新築公共建築物等で用途ごとに ZEB を一棟以上建設することを目指している。</p> <p>本 KPI は、2020 年度の年度終了後に外部有識者による評価委員会を再度開催し、達成状況を確認し、必要な見直しを行う。</p>		
46	2020 年までに既存住宅の省エネリフォームを倍増する	53 万件 (2018 年)	B	<p>当該 KPI については、2012～2018 年の 7 年間で、+22 万件（【比較】均一ペースでの年平均増加件数（+32 万件/9 年）×経過年数（7 年）＝+25 万件）となっており、おおむね堅調に推移している。</p> <p>本 KPI は、2020 年度中に改定される住生活基本計画を踏まえて、必要な見直しを行う。</p>	国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査」	国土交通省
47	2020 年までに LED 等の高効率照明についてフローで 100%の普及を目指す	97.5% (2018 年度)	A	<p>LED 等の高効率照明の導入率について、2018 年度は 97.5%であり、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。KPI 達成のため 2018 年度時点で必要である 92%を上回った。また、業界団</p>	経済産業省調べ	経済産業省

				<p>体である一般社団法人日本照明工業会のビジョンでは、高効率照明について2020年までにフローで100%の普及を目指すことを明示している。さらに今後、省エネ法のトップランナー制度により高効率照明の更なる普及を目指すこととしている。</p> <p>これらによって、目標年度までの達成が可能と見込まれる。</p>		
48	<p>次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき、2025年度頃までに段階的に次世代火力発電の技術確立を目指す</p> <p>【補助指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A-USCについて2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度） ・IGCCについて2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度） ・IGFCについて、2020年度までに酸素吹きIGCCの発電技術及びCO2分離回収技術（物理回収法）を確立し、2025までの技術の確立、2030年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後55%程度） 	—	<p>A</p> <p>【補助指標】</p> <p>A-USC A</p> <p>IGCC A</p> <p>IGFC A</p>	<p>2016年6月に、火力発電の高効率化、CO2削減を実現するため、官民協議会で策定した「次世代火力発電に係る技術ロードマップ」に基づき次世代の火力発電技術の早期確立を目指している。</p> <p>先進超々臨界圧火力発電（A-USC）については、2016年度末で当初の技術開発目標を達成し、商用プラントの技術的見通しを得た。2017年度以降技術の信頼向上を目的に材料評価を継続し、保守に係る技術開発を実施中。</p> <p>石炭ガス化複合発電（IGCC）については、2020年度に運転予定のプラントを建設中。</p> <p>石炭ガス化燃料電池複合発電（IGFC）については、2019年2月までに酸素吹きIGCCの当初の技術開発目標を達成し、商用プラントの技術的見通しを得た。引き続き、技術の確立及び実用化を目指す。</p>	経済産業省調べ	経済産業省

	・LNG 火力について、2020 年度頃までに 1,700 度級ガスタービンの実用化を目指す（発電効率：現状 52%程度→改善後 57%程度）		LNG 火力 A	また、CO2 分離回収施設（物理回収法）については、2019 年 12 月から実証試験を開始しているところ。 LNG 火力発電については、1,700 度級ガスタービンの信頼性向上のため、2016 年度から高度化要素技術開発を実施しているところ。		
49	2030 年に国産を含む石油・天然ガスを含めた自主開発比率を 40%以上とする	29.4% (2018 年度)	A	2030 年に自主開発比率を 40%以上とするべく、独立行政法人石油天然ガス・鉱物資源機構（JOGMEC）によるリスクマネー供給や、資源外交の多角的展開等による支援を引き続き実施。	経済産業省調べ	経済産業省
50	2030 年にベースメタルの自給率を 80%以上とする	50.2% (2018 年)	B	KPI 達成に向けて、①日本政府や政府関係機関（JOGMEC、独立行政法人国際協力支援機構（JICA）等）による資源外交や、②我が国企業の権益確保支援（JOGMEC による探鉱支援やリスクマネー供給等）を通じ、我が国企業による自主開発を促進する。	経済産業省調べ	経済産業省
51	海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、メタンハイドレートについては 2023 年から 2027 年の間に、民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す 海底熱水鉱床については 2023～2027 年度以降に、民間企業が参画する商業化に	—	A	砂層型メタンハイドレートについては、第 2 回海洋産出試験等の研究成果を踏まえた総合的な検証に基づき、技術解決策の抽出を行った。 表層型メタンハイドレートについては、回収技術に関する調査研究の成果を取りまとめ、有望技術の特定を行った。 海底熱水鉱床については、2017 年に世界で初めて実海域での連続揚鉱試験に成功。2018 年には、国内製錬	経済産業省調べ	経済産業省

	向けたプロジェクトが開始されることを目指す			所において、海底熱水鉱床の鉱石から亜鉛地金を試験的に製造することに成功するとともに、経済性の検討を含む総合評価を実施した。2019年度は、既知鉱床の資源量評価や新鉱床発見に向けた広域調査を行うとともに、2017年の連続揚鉱試験の結果として抽出された技術課題の検討など、商業化の実現に向けた取組を実施した。		
52	今後10年間（2023年まで）で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築 【補助指標】 2016年度末までに、日本全体の残油処理装置装備率：50%程	— 【補助指標】 日本全体の残油処理装置装備率：50.5%	B 【補助指標】 A	2018年度調査によれば、依然として我が国のコンビナート群の国際競争力はインド、シンガポール、韓国、中国、台湾等より見劣りすると評価されている一方、日本国内においてアジアトップクラスの国際競争力を保持しているコンビナートも存在していると評価。 【補助指標】 2016年度末時点で、日本全体の残油処理装置の装備率は50.5%となり、補助指標を達成した（このため、2017年度から、新たな補助指標（2021年度末までに、日本全体の減圧蒸留残渣油処理率を7.5%程度まで引き上げる）に基づく取組を開始した）。	石油コンビナート高度統合運営技術研究組合「コンビナート国際競争力総合評価」 【補助指標】 経済産業省調べ	経済産業省
53	2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨す 【補助指標】	38.4%（2018年度） 【補助指標】	A 【補助指標】	2017年度に続き、2018年度についても次世代自動車の販売台数が増加し、新車販売台数に占める次世代自動車の割合は、38.4%となった。	一般社団法人日本自動車工業会等の民間団体調べ	経済産業省

	<p>・EV・PHVの普及台数を2020年までに最大で100万台とすることを旨す</p> <p>・FCVの普及台数を2020年までに4万台程度、2030年までに80万台程度とすることを旨す</p>	<p>26.7万台 (2018年度末)</p> <p>3,063台 (2018年度末)</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。KPI達成のため各年度で販売台数がリニアに増加していくことを前提として、2018年度末時点で60万台(EV・PHV)及び24,000台(FCV)が必要であると仮定すると、それぞれ33.3万台(EV・PHV)及び20,937台(FCV)下回った。引き続き、車両の一部購入補助や充電インフラ・水素ステーション整備等の支援を実施し、次世代自動車の普及を加速化していく。</p> <p>本KPIの補助指標は、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。</p>		
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

I. Society5.0の実現

施策群：Society 5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
54	今後 10 年間（2023 年まで）で世界大学ランキングトップ 100 に我が国の大学が 10 校以上入ることを目指す	THE 誌 ³ ： 2 校 THE 誌 ⁴ ： 5 校 QS 社 ⁵ ： 5 校 上海交通大 学 ⁶ ： 3 校	B	現時点では各ランキングにおいて目標達成に必要な数値に達しておらず、大学における教育・研究環境の充実の支援等を通じて、我が国の大学の国際的な評価の向上に努め、KPI 達成を目指す。	最新の数値欄のそれぞれの脚注で示したランキング等を参照	文部科学省
55	2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする	3.56% (2018 年度)	B	2018 年度実績は 2017 年度から 0.08%上昇した。引き続き、「第 5 期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）、「統合イノベーション戦略 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）等に沿って、科学技術イノベーション政策を着実に実施し、KPI 達成を目指す。	総務省「科学技術研究調査」	内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当））

³ Times Higher Education “World University Rankings 2020”

⁴ Times Higher Education “World Reputation Rankings 2019”

⁵ Quacquarelli Symonds Ltd “World University Rankings 2021”

⁶ “Academic Ranking of World Universities 2019”

				特に、「第5期科学技術基本計画」期間（2016-2020年度）終了に先立ち実施したレビューにより抽出された課題等を踏まえつつ、産学連携の推進などにより民間の研究開発投資を更に促すなど、次期基本計画策定を待たずに対応可能なことから順次取組を進める。		
56	大学又は研究開発法人与企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに倍増することを目指す	大学等との大型共同研究 ⁷ :1237件 (2018年度) 研究開発法人与企業との大型共同研究 ⁸ :301件 (2017年度)	A	2013年度実績は大学において600件、研究開発法人において90件であったところ、2020年1月に2018年度の「大学等における産学連携等実施状況について」が公表され、大学等における民間企業との大型共同研究件数は1237件で2017年度より185件増加した。 一方、内閣府が2018年度に実施した調査によると、2017年度には研究開発法人における民間企業との大型共同研究件数は301件で2016年度より68件増加した。	文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」 内閣府「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」	内閣府(政策統括官(科学技術・イノベーション担当))
57	2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増にすることを目指す	1,431億円 (2018年度)	B	2017年度実績1,361億円に対し、2018年度1,431億円と推移しているが、KPI達成のため2018年度時点で必要な値である1,988億円を下回っている。今後、国立大学法人や研究開発法人の出資規定の整備による産学官連携の活性化やオープンイノベーションの更なる推進等により、KPI達成を目指す。	総務省「科学技術研究調査」	内閣官房(日本経済再生総合事務局)

⁷ 大学等（国公立大学（短期大学を含む。）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関）と民間企業との大型共同研究（1,000万円以上のもの）

⁸ 研究開発法人与民間企業との大型共同研究（1,000万円以上のもの）

58	国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに2割増にすることを指す	国内セクター間の研究者移動者数：11,083名 (2018年度)	B	総務省統計によると、国内セクター間の研究者移動者数は10,150名(2013年度)から11,083名(2018年度)へ、933名(約9.2%)増となっているが、KPIの達成のため2018年度時点で必要な値である11,600名を下回った。2020年1月に総合科学技術・イノベーション会議において決定した「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」には、産業界へのキャリアパス・流動化の拡大に向けた各種施策を盛り込んでおり、今後、更なる流動化促進のための取組を進めることでKPI達成を目指す。	総務省「科学技術研究調査」	内閣府(政策統括官(科学技術・イノベーション担当))
1 (再掲)	企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出	16社	A	2020年3月末までに、未上場ベンチャー企業又は上場ベンチャー企業は16社創出されている。 本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	未上場ベンチャー：JAPAN STARTUP FINANCE REPORT 2018、2019 上場ベンチャー：内閣府調べ	内閣府(政策統括官(科学技術・イノベーション担当))
59	ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増することを指す	0.038% (2016年-18年の3か年平均)	B	KPI達成のため現時点で必要な値である0.039%(3か年平均)を下回ったが、基準値の0.026%(2012-14年の3か年平均)と比べ0.012ポイント増加となった。引き続き、ベンチャー・エコシステムの強化を進めることで、KPI達成を目指す。	内閣府「国民経済計算」、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2019」	経済産業省

60	大学の特許権実施許諾件数を 2020 年度末までに5割増にすることを旨す	17,002 件 ⁹ (2018 年度)	A	大学の特許権実施許諾件数については、2013 年度実績の 9,856 件に対して、2020 年度末までに5割増の 14,784 件を目標としているところ、2017 年度実績は 15,798 件であり、目標を達成した。なお、2018 年実績は 17,002 件である。	文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」	文部科学省
61	国立大学法人の第3期中期目標・中期計画(2016年度～2021年度)を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組(改革加速期間中(2013年度～2015年度)の改革を含む。)への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を4割程度とすることを旨す	47.4%(2018年度実績、配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合について、文部科学省において算出)	A	2018年度の数値は47.4%で、目標とする4割程度を達成している。	文部科学省において算出	文部科学省
62	2020 年度末までに 40 歳未満の大学本務教員の数を 1 割増にすることを旨す	43,153 人 (2016 年度)	B	本 KPI は 2016 年 1 月に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」において国公立大学全体に課せられた数値目標であり、2013 年度の数値(43,763 人)を基準としているところ、2016 年度は 2013 年度を 610 人下回っており、目標達成に必要な数値に達していない。今後、優れた若手研究者が、安定かつ自立したポストに就いて活躍することを促す「卓越研究員事業」や 2020	文部科学省「学校教員統計調査」	文部科学省

⁹ 大学等(国公立大学(短期大学を含む。))、国公立高等専門学校、大学共同利用機関の特許権実施等(実施許諾または譲渡した特許権(「特許を受ける権利」段階のものを含む。))

				<p>年1月に総合科学技術・イノベーション会議において決定した「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」に基づき、各国立大学における年代構成を踏まえた持続可能な「中長期的な人事計画」の策定の促進に加え、若手研究者比率や人事給与マネジメント改革実施状況に応じた国立大学の運営費交付金の配分等を推進することによりKPIの達成を目指す。なお、2019年度調査の確報は2021年3月頃に得られる予定。</p>		
63	<p>中小企業の特許出願に占める割合を2019年度までに約15%とする</p>	<p>16.1% (2019年末)</p>	A	<p>2019年末時点で約16%となっており、当初目標は達成した。</p> <p>今後は、知財戦略構築のためのハンズオン支援を行うため、本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。</p>	特許庁調べ	経済産業省
64	<p>2020年度までに1年あたりの地方における面接審査件数を1,000件とする</p>	<p>1,033 件 (2019年度末)</p>	A	<p>出願人等から面接の申込みがあった場合、審査官は、原則、一回は面接を実施することとしているところ、2019年度は、地方における面接審査を年度末時点で1,033件実施し、KPIを達成した。</p>	特許庁調べ	経済産業省
65	<p>2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである8月とする</p>	<p>10.9月(2019年末)</p>	B	<p>民間調査者の活用可能性実証事業の継続実施、商品・役務名に関する審査負担の軽減を図るファストトラック審査の推進により審査効率化を進めていることに加え、2020年度から商標審査官・調査員を増員し審査体制を強化することにより、商標の権利化までの期間短縮を見込んでいる。</p>	特許庁調べ	経済産業省

66	今後10年間(2023年まで)で、権利化までの期間を半減させ、平均14月とする	平均14.1月 (2018年度)	A	2018年度の権利化までの期間は平均14.1月であり、おおむね目標の域に達している。引き続き、早期の権利化に努める。	特許庁調べ	経済産業省
67	国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年度末までに100件超に増やす	99件(2019年末)	A	<p>目標達成時期が2020年度末で、目標達成期間が5年であるところ、2019年末の時点で4年が経過。国際標準化機関における幹事国引受件数は97件から99件まで増加しており、KPI達成のためおおむね順調に推移している。※2017年末時点、101件であったため目標を達成していたところ、その後の規格制定に伴う審議終了等の事情により、2019年末時点は99件である。</p> <p>今後は維持をしていくために、本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。</p>	経済産業省調べ	経済産業省
68	2020年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を100件実現する	30件(2020年3月末時点)	B	<p>中堅・中小企業等が「新市場創造型標準化制度」を利用し、標準化に至った規格数を計数。</p> <p>現在、日本産業標準調査会での標準化承認済案件はJIS案件が43件、ISO案件が2件、IEC案件が1件ある。既にJIS規格として制定済の案件は2020年3月末時点で30件存在。</p> <p>今後も引き続き、制定準備段階の案件の標準化を着実に進めつつ、更なる新規案件の掘り起こしや制度の周知を進める。これに伴い、本KPIは、令和2年度革新</p>	経済産業省調べ	経済産業省

				的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。		
69	製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上	約1.1% (2016年～2018年の平均の伸び率)	B	製造業の労働生産性は、2016年から2018年までの3か年で約1.1%の伸び率となり、KPIを下回っている。目標達成に向けては、製造現場のデータを活用した効率化とロボットの導入等による自動化等によって製造業の労働生産性を向上させる。製造業の現場に存在する価値あるデータを最大限に活用するため、例えば、企業の垣根を越えて工場等のデータを流通させる仕組みづくりを2018年度より開始しており、2020年度にはこれを実装開始予定。加えて、必要な研究開発や標準化への対応、ロボットシステムインテグレータの育成強化、中堅・中小企業へのロボット導入を加速する対応等を引き続き着実に進めていく。	内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」	経済産業省
70	2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする	工場等でデータを収集する企業の割合：51% (2019年) 収集したデータを具体的な経営課題の解決に	B	2019年の時点で、工場等でデータを収集する企業の割合は51%、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合は21%となった。目標達成に向けて、例えば、企業の垣根を越えて工場等のデータを流通させる仕組みづくりを2018年度より開始しており、2020年度にはこれを実装開始予定であり、こうした必要な施策を着実に進めていく。 本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	経済産業省調べ	経済産業省

		結びつけて いる企業の 割合：21% (2019年)				
71	2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービス分野など非製造分野で1.2兆円	製造分野 ：約9,300 億円(2018 年) 非製造分野 ：約2,400 億円 (2018年)	B	<p>ロボット国内生産市場規模については、目標達成期間が7年となっており、2013年は製造分野で約5,000億円、非製造分野で約500億円であったところ、「最新の数値」は、製造分野は2018年で約9,300億円(2017年比：+約300億円)、非製造分野は、2018年で約2,400億円(2017年比：+約600億円)だった。更に、市場への導入を進めていくべく、2019年に内閣府、厚生労働省、文部科学省及び経済産業省が合同で「ロボットによる社会変革推進会議」を開催し、「ロボットによる社会変革推進計画」を取りまとめたところ。同計画では、導入・普及を加速するエコシステムの構築、産学が連携した人材育成枠組の構築、中長期的課題に対応するR&D体制の構築、社会実装を加速するオープンイノベーションといった施策を実施していくこととしており、これら施策を着実に推進する。</p> <p>本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。</p>	<p>一般社団法人ロボット工業会「ロボット統計受注・生産・出荷実績」、「サービスロボット出荷実績」</p> <p>「情報化施工機器搭載建設機械」の総出荷額(経済産業省調べ)</p> <p>一般社団法人日本産業用無人航空機工業会「産業用無人航空機業界動向」</p>	経済産業省

I. Society5.0の実現

施策群：Society 5.0時代に向けた人材育成

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
72	「新たな IT パスポート試験」の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする	103,812 人 (2019 年度の累計受験者数)	A	目標達成時期が 2023 年度で、目標達成期間が 5 年間であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。「新たな IT パスポート試験」の受験者数は 103,812 人(2019 年度の累計)となっており、KPI 達成のために必要な目安となる値(年間 10 万人)を達成。	独立行政法人情報処理推進機構集計	経済産業省
73	第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度までに 100 講座とする	72 講座 (2020 年 4 月)	A	目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 3 年間であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数は 72 講座まで増加しており、KPI 達成のために現時点で必要な値を達成している。 本 KPI は、認定講座数の状況を踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	経済産業省調べ	経済産業省
74	大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする。	約 51 万人 (2017 年)	B	目標達成時期が 2022 年度で、目標達成期間が 7 年間であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。大学・専門学校等での社会人受講者数は約 46 万人 ¹⁰ から約 51 万人と上昇しているものの、KPI 達成のために現	文部科学省「学校基本調査」、「短期大学教育の改善等の状況」、「大学に	文部科学省

¹⁰ 未来投資戦略 2018 策定時点での数値は約 49 万人であったが、その後確定値を基に再計算した 2015 年の数値は約 46 万人。

				時点で必要な値である約 61 万人を下回っている。「人生 100 年時代構想会議」等での検討を踏まえ、社会人向けプログラムの新規開発・拡充等の具体的な施策の充実を図っているところであり、これらの効果が反映されるよう、更なる施策の推進が必要。	おける教育内容等の改革状況について」、文部科学省調べ（私立高等学校等の実態調査）	
75	海外への大学生等の留学を 6 万人から 12 万人に倍増	58,408 人 (2017 年)	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年間であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。大学生等の留学数は、55,946 人から 58,408 人と上昇しているものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である約 9.3 万人を下回っている。一方、独立行政法人日本学生支援機構の調査により把握している我が国の大学等に在籍しながらの短期留学生数（2013 年度：69,869 人→2018 年度：115,146 人）は大きく伸びており、これまでの海外留学促進施策の一定の成果が出ているが、施策の更なる推進が必要。本 KPI は、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において、第 3 期教育振興基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に合わせて 2022 年度まで目標達成期間を延長し、長期留学への支援を引き続き推進していくとともに、短期留学の成果を活かしたグローバルに活躍する人材の育成を推進する。	日本人の海外留学生数（文部科学省調べ）	文部科学省
76	無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする	45.6% (2018 年度)	B	目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。当該整備の割合は、前年度の 38.3%から 45.6%と上昇して	文部科学省「学校における教育の情	文部科学省

				<p>いるものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である 75.7%を下回っており、施策の更なる推進が必要(初期値 : 27.2%[2014 年度])。</p> <p>2019 年 12 月の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年 12 月 5 日閣議決定)に基づき、2019 年度補正予算において、希望する全ての小・中・高・特別支援学校について全国的な整備を図ることとしている。</p>	<p>報化の実態等に関する調査」</p>	
77	<p>学習者用コンピュータを 2020 年度までに 3クラスに 1クラス分程度整備する</p>	<p>児童生徒 5.4 人に 1 台 (2018 年度)</p>	B	<p>目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 4 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。前年度の児童生徒 5.6 人に 1 台から 5.4 人に 1 台と上昇しているものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である 4.5 人に 1 台を下回っており、施策の更なる推進が必要。(初期値 : 5.9 人に 1 台[2016 年度])</p> <p>「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」及び「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和 2 年 4 月 20 日閣議決定)に基づき、端末整備の加速化を図ることとしている。</p> <p>なお、これらを踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において、「学習者用コンピュータについて、2020 年度までに義務教育段階の全学年の児童生徒 1 人に 1 台端末を目指す。」との KPI に変更する。</p>	<p>文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」</p>	<p>文部科学省</p>

78	都道府県及び市町村における IT 環境整備計画の策定率について、2020 年度までに 100%を目指す	84.3% (2018 年度)	A	目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。都道府県及び市町村における IT 環境整備計画の策定率は、前年度の 73.9%から 84.3%へと上昇しており、KPI 達成のために現時点で必要な値である 77.3%を達成している（初期値：31.8%[2014 年度]）。	文部科学省調べ	文部科学省
79	授業中に IT を活用して指導することができる教員の割合について、2020 年までに 100%を目指す	69.7% (2018 年度)	B	第 3 期教育振興計画への対応として、教師の ICT 活用指導力の測定指標の基となる「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」を改訂したため、これまでの数値との比較はできない。改定後における「授業に ICT を活用して指導する能力」は 69.7%となっており、目標達成に向け、施策の推進が必要。 本 KPI は、教育 ICT 環境整備の進捗を踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	文部科学省
80	2020 年までに英語教員の英語力強化（CEFR の B2 レベル以上 中学校：28%から 50%、高校 52%から 75%）	中学校 36.2%、高等学校 68.2% (2018 年 12 月現在)	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年であるところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。前年度の数値に比べ、中学校が 33.6%から 36.2%、高等学校が 65.4%から 68.2%と上昇しており、KPI 達成のために現時点で必要な値である 43.7%及び 68.4%を、中学校は下回り、高等学校はほぼ達成している。特に中学校の英語教員について更なる施策の推進が必要。	文部科学省「英語教育実施状況調査」	文部科学省

				本 KPI は、生徒の英語力の状況及び教育 I C T 環境整備の進捗を踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。		
81	生徒の英語力について、中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合を 2022 年度までに 5 割以上にする	中学校卒業段階 42.6% 高等学校卒業段階 40.2% (2018 年 12 月現在)	B	目標達成時期が 2022 年で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。生徒の英語力は、前年度と比べ数値が中学校卒業段階で 40.7%から 42.6%、高等学校卒業段階で 39.3%から 40.2%に増加しており、KPI 達成のために現時点で必要な値である 42.6%及び 41.4%を、中学校卒業段階は達成しており、高等学校卒業段階は下回っている。特に高等学校卒業段階について更なる施策の推進が必要。	文部科学省「英語教育実施状況調査」	文部科学省
82	国際バカロレア認定校等を 2020 年度までに 200 校以上	国際バカロレア認定校等 155 校 (候補校等含む。2020 年 3 月)	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年であるところ、「最新の数値」の時点で約 6 年が経過。認定校等の数は 54 校から 155 校に増加しているものの、各校における意思決定や関係者合意形成、教員養成・確保、カリキュラム編成や予算化のため国際バカロレア認定校等になるまで 3～6 年程度要する事例が多いことが明らかになったため、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において、2022 年度までに期限を延長する。文部科学省 IB 教育推進コンソーシアムを通じ、2020 年度から IB 導入推進サポーターを導入するなど、認定校等増加に向けた取組を加速する。	文部科学省調べ	文部科学省

I. Society5.0の実現

施策群：海外の成長市場の取り込み

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
83	我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円（2010年約10兆円）	約23兆円 （「事業投資」による収入額を含む。）（2017年）	B	2010年の受注実績が約10兆円であるのに対し2017年の実績は約23兆円であり、目標達成のため、2010年以降受注実績額が毎年均等に増加したと仮定した場合の値である24兆円を下回っており、インフラシステム輸出戦略など必要な施策を更に着実に実施する必要。	内閣府「機械受注統計」等の統計値や業界団体へのヒアリング等	内閣官房 （副長官補室（経協インフラ担当））
84	首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上	94件（2018年）	A	毎年10件以上が目標のところ、2018年は94件（総理29件、閣僚等65件）、うち16件には経済ミッションが同行するなどしている。	関係省庁からの報告	内閣官房 （副長官補室（経協インフラ担当））
67 （再掲）	国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年度末までに100件超に増やす	99件（2019年末）	A	目標達成時期が2020年度末で、目標達成期間が5年であるところ、2019年末の時点で4年が経過。国際標準化機関における幹事国引受件数は97件から99件まで増加しており、KPI達成のためおおむね順調に推移している。※2017年末時点、101件であったため目標を達成していたところ、その後の規格制定に伴う審議終了等の事情により、2019年末時点は99件である。	経済産業省調べ	経済産業省

				<p>今後は維持をしていくために、本 KPI は、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。</p>		
85	<p>2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の 2011 年比： ・「中国、ASEAN 等」：2 倍</p>	<p>130.9 兆円 (2017 年度)</p>	B	<p>2017 年度は、世界経済や各地域・国の経済状況等の影響を受けながらも、現地での人材育成、輸出相手となる地域・国のビジネス環境整備や、当該地域・国への貿易投資に対するファイナンス支援等の我が国の施策による効果もあり、輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。以下同じ）と現地法人売上高の合算値は前年度よりも伸びた。各地域・国ごとの KPI の進捗の分析については、以下のとおり。</p> <p>・「中国・ASEAN 等」については、2011 年度の輸出額は 15.4 兆円、現地法人売上高は 73.9 兆円、合算値は 89.4 兆円。対して、2017 年度の輸出額は 12.5 兆円、現地法人売上高は 118.4 兆円、合算値は 130.9 兆円まで伸びており、前年度より約 13%増加した（前年度比で中国は約 16%増、ASEAN では約 11%増）。</p> <p>2017 年度は、中国景気の持ち直しにより、中国経済が好調であり、その好影響を受けた ASEAN 域内経済も好調であった。これらの影響により、中国、ASEAN とともに、我が国企業の輸出額及び現地法人売上高が伸びたものと考えられる。</p>	<p>輸出額：財務省 「貿易統計」、 現地法人売上高： 経済産業省「海外 事業活動基本調 査」</p>	<p>経済産業省</p>

86	2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比： ・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」：2倍	24.8兆円 (2017年度)	B	<p>・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」については、2011年度の輸出額は5.0兆円、現地法人売上高は17.0兆円、合算値は計22.0兆円。対して、2017年度の輸出額は4.1兆円、現地法人売上高は20.7兆円、合算値は24.8兆円であった。(前年度比でロシアでは約19%増、CISでは約19%増、南西アジアでは約18%増。一方、中東では約3%減、中南米地域では約2%減)。</p> <p>2017年度は、インドの内需拡大により南西アジアの景気が好調であり、また、アジアの好況を受けたロシア経済の好調が見られた。一方、不安定な中東情勢や、中南米経済の鈍化が長期化した。</p>	輸出額：財務省「貿易統計」、 現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省
87	2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比： ・「アフリカ地域」：3倍	2.0兆円 (2017年度)	B	<p>・「アフリカ地域」については、2011年度の輸出額は0.4兆円、現地法人売上高は1.6兆円、合算値は計2.0兆円。対して、2017年度の輸出額は0.4兆円、現地法人売上高は1.6兆円、合算値は2.0兆円であった。</p> <p>2017年度は、域外からの投資増加等を背景にアフリカ地域の経済成長が見られたが、政情不安や安全面の懸念等により我が国企業の進出が遅れている。</p>	輸出額：財務省「貿易統計」、 現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省
88	速やかにRCEP交渉妥結を目指し、これを通じてFTA比率が70%を超える	52.4% (2019年貿易額ベース)	B	<p>本件KPIは、日本の貿易総額に占めるEPA・FTA発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合を測るものである。経済連携の推進については、TPP11が2018年</p>	財務省「貿易統計」	内閣官房 (副長官補)

				12月30日、日EU・EPAが2019年2月1日に発効した。政府としてRCEP等を含む現在交渉中のEPA・FTAの早期妥結に向け、精力的に交渉を進めている。		室（外務担当）
89	2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）の署名・発効	78か国・地域	B	2019年5月に日アルメニア投資協定が発効した。さらに、2020年1月に日モロッコ投資協定、日コートジボワール投資協定が署名に至っている。現在交渉中の投資関連協定が全て発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。今後も引き続き交渉の加速化や新規の交渉開始に取り組み、投資環境整備を進める。	外務省投資政策室 調べ	外務省
90	2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍	23.4兆円 (2017年度)	A	目標達成時期が2020年度で目標達成期間が10年であるところ、「最新の数値」の時点で7年が経過。 中堅・中小企業輸出額及び現地法人売上高の合計（中堅企業は資本金10億円以下と定義）は2010年度～2017年度の7年間で12.8兆円から23.4兆円に増加しており、目標達成のため、2010年度以降毎年輸出額及び現地法人売上高が均等に増加したと仮定した場合の現時点での値である21.76兆円を上回っている。	輸出額：経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」、 現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省
91	2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増（2012年末時点19.2兆円）	33.9兆円 (2019年末)	A	KPIであるストックベースの指標については、統計基準の改訂により、2013年以前と2014年以降を比較することはできない。統計的に比較可能な2014年末の実績を基点とし、2020年に35兆円の目標達成のため2014年以降残高が均等に増加すると仮定した場合の2019年末時点の値は33.1兆円となるが、実績の	財務省・日本銀行 「国際収支統計」 対外資産負債残高	内閣府

				33.9兆円はそれを上回っている。「地域への対日直接投資サポートプログラム」の支援対象として28自治体を決定し、政府及びJETROによる各地域の特色を活かした誘致戦略の策定や誘致活動を実施したほか、「地域への対日直接投資集中強化・促進プログラム」に基づき、JETROによる支援体制の強化や地域への対日直接投資の成功事例の周知・普及を図るなど、地域での取組を強化してきたところ。今後も、対内直接投資誘致の強化に向けた施策に取り組む。		
92	2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる	519.4億円 (2018年度)	A	目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が5年であるところ、放送コンテンツ関連海外売上高は2015年度～2018年度の3年間で288.5億円から519.4億円に増加しており、KPI目標を2年前倒しで達成した。	総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」	総務省
93	日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す	219.3%増 (2012～2019年) 661億円 (2019年)	A	2012～2019年の伸び率は、農林水産物・食品の輸出額の伸び率(102.8%増)を上回っている。	財務省「貿易統計」	内閣府(知的財産戦略推進事務局)

I. Society5.0の実現

施策群：外国人材の活躍推進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
94	2020 年までに外国人留学生の受入れを 14 万人から 30 万人に倍増 ¹¹	228,403 人 ¹² (2019 年 5 月 1 日)	B	我が国の高等教育機関に在籍する外国人留学生数は 135,519 人から 228,403 人まで増加している(約 9.3 万人の増加)が、目標達成期間(7 年間)のうち 6 年が経過した現時点で必要な増加数(約 14.1 万人)を下回っている。なお、高等教育機関への進学等を前提として日本語の学修を目的に日本語教育機関に在籍する外国人留学生は 83,811 人となっており、それを加えた外国人留学生数は 312,214 人となっている。 高等教育機関における留学生受入れの増加に向けて、海外における日本留学の魅力の統合的な発信、奨学金の充実、留学生の就職促進を図る大学の取組の支援等を実施し、KPI 達成を目指す。	独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」	文部科学省
95	2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末まで	21,347 人	A	2019 年 12 月末までに認定された高度外国人材が 21,347 人となり、前倒しで目標を達成。今後、目標を	出入国在留管理庁 調べ	経済産業省

¹¹ 本 KPI については、「留学生 30 万人計画」に関する検証を実施し、その結果を踏まえ、留学生受入れに関する今後の施策について検討を行い、2020 年度中に結論を得ると共に、2021 年度の成長戦略策定時に後継の KPI を設定する。

¹² 大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、準備教育課程における外国人留学生数

	に 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。			更に引き上げ、2022 年末までに 40,000 人の高度外国人材の認定を目指す。		
--	---------------------------	--	--	-------------------------------------------	--	--

Ⅱ. 全世代型社会保障への改革
施策群：70 歳までの就業機会確保

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
96	2025 年：65～69 歳の就業率 51.6%	48.4% (2019 年)	A	目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が 7 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。65～69 歳の就業率は 46.6%から 48.4%まで上昇しており、KPI 達成のため現時点で必要な値である 47.3%を達成している。	総務省「労働力調査」	厚生労働省
97	2020 年：60～64 歳の就業率 69%	70.3% (2019 年)	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 7 年が経過。60～64 歳の就業率は 57.7%から 70.3%まで上昇しており、KPI を達成している。 本 KPI は、当該就業率の状況を踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	総務省「労働力調査」	厚生労働省

II. 全世代型社会保障への改革

施策群：中途採用・経験者採用の促進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
98	2020 年：転職入職率 9.0%	8.2% (2018 年)	B	<p>目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年であるところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。転職入職率（パートタイムを除く一般労働者）は 8.7%から 8.2%まで減少し、KPI 達成のために現時点で必要な値である 8.9%を下回っており、施策の更なる推進が必要。</p> <p>本 KPI は、当該就業率の状況を踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。</p>	厚生労働省「雇用動向調査」	厚生労働省
99	2020 年：20～64 歳の就業率：82%	82.5% (2019 年)	A	<p>目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 7 年が経過。20～64 歳の就業率は 75.2%から 82.5%まで上昇しており、KPI を達成している。</p> <p>本 KPI は、当該就業率の状況を踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。</p>	総務省「労働力調査」	厚生労働省
100	2020 年：20～34 歳の就業率：80%	81.1% (2019 年)	A	<p>目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 7 年が経過。20～34</p>	総務省「労働力調査」	厚生労働省

				<p>歳の就業率は74.4%から81.1%まで上昇しており、KPIを達成している。</p> <p>本 KPI は、当該就業率の状況を踏まえ、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。</p>		
74 (再掲)	大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする。	約51万人 (2017年)	B	<p>目標達成時期が2022年度で、目標達成期間が7年間であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。大学・専門学校等での社会人受講者数は約46万人¹³から約51万人と上昇しているものの、KPI達成のために現時点で必要な値である約61万人を下回っている。「人生100年時代構想会議」等での検討を踏まえ、社会人向けプログラムの新規開発・拡充等の具体的な施策の充実を図っているところであり、これらの効果が反映されるよう、更なる施策の推進が必要。</p>	文部科学省「学校基本調査」、「短期大学教育の改善等の状況」、「大学における教育内容等の改革状況について」、文部科学省調べ（私立高等学校等の実態調査）	文部科学省
101	2022年：専門実践教育訓練給付の対象講座数を5,000とする	3,643講座 (2020年4月時点)	B	<p>目標達成時期が2022年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。2,417講座から3,643講座に増加しているが、KPI達成のために現時点で必要な値である3,967講座を下回っており、施策の更なる推進が必要。</p>	厚生労働省調べ	厚生労働省

¹³ 未来投資戦略2018策定時点での数値は約49万人であったが、その後確定値を基に再計算した2015年の数値は約46万人。

II. 全世代型社会保障への改革

施策群：多様で柔軟な働き方の拡大

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
102	2020 年：テレワーク導入企業を 2012 年度（11.5%）比で 3 倍	20.2%（2019 年）	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 7 年が経過。テレワーク導入企業の割合は、11.5%から 20.2%と上昇しているものの、施策の更なる推進が必要。	総務省「通信利用動向調査」	総務省
103	2022 年：障害者の実雇用率 2.3%	2.11% （2019 年 6 月 1 日）	A	本 KPI については、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、2020 年に 2.0%との KPI としていたところ、2018 年 4 月からの法定雇用率の引上げに合わせて「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において「2022 年：障害者の実雇用率 2.3%」に改定した。それに伴い、2018 年以降の KPI 達成に必要な数値も改定した。 目標達成時期が 2022 年で、KPI 改定後の目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で障害者の実雇用率は 2.11%であり、KPI 達成のため 2019 年に必要な値である 2.10%を達成している。	厚生労働省「障害者雇用状況報告」	厚生労働省
104	2020 年度末：不本意非正規雇用労働者の割合 10%以下	11.6%（2019 年）	B	目標達成時期が 2020 年度末で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。不本意非正規雇用労働者の割合は 18.1%から 11.6%まで	総務省「労働力調査」	厚生労働省

				減少しているが、KPI 達成のために現時点で必要な値である 11.4%を上回っており、施策の更なる推進が必要。		
105	2020 年：上場企業役員に占める女性の割合 10%	5.2% (2019 年)	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 3 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。上場企業役員に占める女性の割合は、3.7%から 5.2%と上昇しているものの、施策の更なる推進が必要。	東洋経済新報社 「役員四季報」	内閣府(男女 共同参画局)
106	2020 年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15%	11.4% (2019 年)	B	2018 年度から新たに KPI として設定。目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 2 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。民間企業の課長相当職に占める女性の割合は 11.2%から 11.4%と上昇しているものの、施策の更なる推進が必要。	厚生労働省「賃金 構造基本統計調 査」	厚生労働省
107	2020 年：25 歳～44 歳の女性の就業率：77%	77.7% (2019 年)	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 7 年が経過。女性就業率は 68%から 77.7%まで上昇しており、KPI を達成している。 本 KPI は、当該就業率の状況を踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	総務省「労働力調 査」	厚生労働省
108	2020 年：第 1 子出産前後の女性の継続就業率：55%	53.1% (2015 年)	A	「最新の数値」は、目標達成に向けて着実に前進しており、取組状況は順調である。 本 KPI は、「第 4 次少子化社会対策大綱」（令和 2 年 5 月 29 日閣議決定）も踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	国立社会保障・人 口問題研究所「出 生動向基本調査」	厚生労働省

109	2020 年度末までに 32 万人分の保育の受け皿整備	121,977 人 (2018 年度)	A	目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 3 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。保育の受け皿は 121,977 人分増加しており、KPI 達成のために現時点で必要な値である 10.7 万人を達成している。	厚生労働省「『子育て安心プラン』集計結果」(2019 年 9 月 6 日)	厚生労働省
110	2023 年度末までに約 30 万人分の放課後児童クラブの受け皿整備	1,299,307 人 (2019 年 5 月 1 日)	N	目標達成時期が 2023 年度で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 か月が経過。KPI の進捗を測るために十分な期間が経過しておらず、現時点での評価は困難である。	厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」	厚生労働省
111	2020 年：男性の育児休業取得率：13%	6.16% (2018 年)	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 9 年であるところ、「最新の数値」の時点で 7 年が経過。男性の育児休業取得率は 2.63% から 6.16% まで上昇したものの、施策の更なる推進が必要。 本 KPI は、「第 4 次少子化社会対策大綱」も踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	厚生労働省「雇用均等基本調査」	厚生労働省
112	2020 年：男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%	58.7% (2018 年)	B	目標達成時期が 2020 年で、「最新の数値」の時点から残り 1 年間となっており、目標達成には施策の更なる推進が必要と考えられる。 一方で、休暇取得を希望しながら取得しなかった男性の割合が 26.4% 存在するため、こうした希望者の希望を叶えることが目標達成のために必要であると考えられる。	委託調査研究(内閣府)	内閣府(子ども・子育て本部)

				今後は、一般的な働き掛けに加えて上記希望者への集中的な広報・啓発を行うとともに、本 KPI は、「第 4 次少子化社会対策大綱」も踏まえ、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。		
--	--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

II. 全世代型社会保障への改革

施策群：疾病・介護の予防

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
113	2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを旨とする	-	N	2019年度から新たにKPIとして設定。健康寿命は3年に1度実施される調査を基に算出しており、「最新の数値」は2016年のものであるため、2019年の数値が出た時点で本KPIの進捗を評価する予定。	厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」 ¹⁴	厚生労働省
114	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	-	N	本KPIは、健康日本21（第2次）において設定された目標について、「未来投資戦略2018」において新たに設定したもの。健康寿命は3年に1度実施される調査を基に算出しており、「最新の数値」は2016年のものであるため、2019年の数値が出た時点で本KPIの進捗を評価する予定。 なお、2013～2016年の3年間では、男性の平均寿命の伸びが+0.77歳、健康寿命の伸びが+0.95歳、女性の平均寿命の伸びが+0.53歳、健康寿命の伸びが+0.58歳となっており、平均寿命の増加分を健康寿命の増加分が上回っている。	厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」	厚生労働省

¹⁴ 国民生活基礎調査（大規模調査：3年に1度）の結果を基に、厚生労働科学研究で算出

115	2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減	14.2% ¹⁵ 2017年度 (2008年度比)	B	直近で、2018年度のメタボ該当者及び予備群減少率（特定保健指導の対象者減少率をいう。）は14.2%であり、均一ペースと比較してやや低い進捗状況となっている（【比較】均一ペースでの年平均減少率（25%ポイント/12年）×経過年数（9年）＝18.8%ポイント）。 施策の更なる推進等が必要。 本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。	厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」	厚生労働省
116	2020年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診含む。）	71.0% ¹⁶ (2016年)	B	2016年の健診受診率（40～74歳）は71.0%と、2010年の67.7%と比べて+3.3%ポイント（【比較】均一ペースでの年平均増加率（+12.3%ポイント/10年）×経過年数（6年）＝+7.4%ポイント）となっており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えない。要因としては「受診のしにくさ」等が考えられ、好事例の横展開を進めるなど、施策の更なる推進等が必要。	厚生労働省「国民生活基礎調査」（大規模調査実施年＜3年ごと＞のみ、健診受診率について調査）	厚生労働省
117	糖尿病有病者の増加を抑制し、2022年度までに1,000万人以下に抑制	1,000万人 (2016年)	N	2019年度から新たにKPIとして設定。糖尿病有病者の「最新の数値」は2016年のものであるため、2021年の数値が出た時点で本KPIの進捗を評価する予定。	厚生労働省「国民健康・栄養調査」	厚生労働省
118	2028年度までに年間新規透析患者数を35,000人以下に減少	40,468人 (2018年)	N	2019年度から新たにKPIとして設定。年間新規透析患者数の「最新の数値」は2018年のものであり、また	一般社団法人日本透析医学会「我が	厚生労働省

¹⁵ メタボ該当者及び予備群減少率（特定保健指導の対象者減少率をいう。）

¹⁶ 健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況

				単年毎の比較では評価が困難であるため、2020年の数値が出た時点で本KPIの進捗を評価する予定。	国の慢性透析療法の現況」	
119	全てのがん種の検診受診率を2022年度までに50%以上	脚注参照 ¹⁷	N	2019年度から新たにKPIとして設定。検診受診率の「最新の数値」は2016年のものであるため、2019年の数値が出た時点で本KPIの進捗を評価する予定。	厚生労働省「国民生活基礎調査」（大規模調査実施年＜3年ごと＞のみ、検診受診率について調査）	厚生労働省
120	介護予防に資する「通いの場」への参加率を2020年度末までに6%、2040年度末までに15%	5.7% (2018年度)	N	2019年度から新たにKPIとして設定。「通いの場」への参加率の「最新の数値」は2018年度のものであるため、2019年度の数値が出た時点で本KPIの進捗を評価する予定。	厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査」	厚生労働省

¹⁷ 胃がん（男）46.4%、（女）35.6%
肺がん（男）51.0%、（女）41.7%
大腸がん（男）44.5%、（女）38.5%
子宮頸がん 42.4%
乳がん 44.9%
（2016年）

II. 全世代型社会保障への改革

施策群：次世代ヘルスケア

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
121	2040 年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について 5%（医師について 7%）以上の改善を目指す	—	N	2019 年に設定した KPI であるため、まずは、出典元となる各種調査等の全ての数値が、現在のもの比べて最新のものとなる 2022 年度を目途に算出し、本 KPI の進捗を評価する予定。 また、2022 年度以後は、経過観察を行い、目標の現状・達成見込みの評価を行っていく。	脚注参照 ¹⁸	厚生労働省
122	2020 年度までに 400 床以上の一般病院における電子カルテの普及率を 90%	85.4% (2017 年 10 月現在)	A	2017 年 10 月時点での 400 床以上の一般病院における電子カルテの普及率は 85.4%であり、57.3%であった 2011 年 10 月比で+28.1%ポイントとなっており、目標達成に向けて順調に推移している。【比較】2011 年 10 月 (57.3%) から 2020 年度 (目標値 90%) まで均一ペースで増加した場合の 2017 年 10 月時点での増加率 = +21.8%ポイント ((+32.7%ポイント / 9 年) × 経過年数 6 年)	医療施設調査 (2017 年)	厚生労働省

¹⁸ 医療：病院報告、医師・歯科医師・薬剤師調査、患者調査
介護：介護保険事業状況報告、介護サービス施設・事業所調査
障害：国保連データ、社会福祉施設等調査、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

123	ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円	46.0億円 (2017年)	B	<p>ロボット介護機器の市場規模については、2012年の市場規模が約10億円（経済産業省推計）であるところ、「2020年に約500億円」に引き上げる必要がある。</p> <p>一方、市場規模のフォローアップについては、継続性があり、また推計値ではなく実績値に基づく統計を用いるべきところ、一般社団法人日本ロボット工業会が2013年から実施しているサービスロボットに関する統計調査によれば2017年のロボット介護機器の市場規模は46.0億円（回答が得られた企業の実績合計値）であり、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えない。要因としては、介護現場のニーズを捉えた開発や活用の意義・効果への理解等に課題があると考えられ、施策の更なる推進等が必要。</p> <p>本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。</p>	一般社団法人日本ロボット工業会 「ロボット産業需給動向2017年版」	経済産業省
124	重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台	13,550台 (2017年)	A	<p>2017年に改訂された重点分野（移動助助、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援及び介護業務支援）のロボット介護機器導入については、一般社団法人日本ロボット工業会が実施しているサービスロボットに関する統計調査によれば、2017年の重点分野のロボット介護機器の国内出荷台数は、13,550台となっており、2030年までに8,000台というKPIを達成している。</p>	一般社団法人日本ロボット工業会 「ロボット産業需給動向2017年版」	経済産業省

				本 KPI は、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において、必要な見直しを行う。		
125	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究を 2020 年までに 20 件実施	18 件	A	2016 年度に 6 件、2017 年度に 5 件、2018 年度に 2 件、2019 年度に 5 件、合計で 18 件の治験・臨床研究をこれまでに採択しており、2016 年から 2019 年の 4 年間では KPI 達成に向け総じて順調に進捗している。	-	厚生労働省
126	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等を 2020 年までに 5 件策定	4 件	A	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等については、2017 年に疾患登録情報などの医療情報データベースを製造販売後の医薬品安全性監視に利用する際の基本的な考え方についての通知を、2018 年に医療情報データベースを用いて医薬品及び医療機器の製造販売後調査を実施する際の信頼性担保に関する留意点についての通知 2 件を、2019 年に医療情報データベースを用いて医薬品の製造販売後調査を実施する際の信頼性担保に関する留意点に係る質疑応答集を発出した。残り 1 件についても当初予定通り 2020 年中の発出を目指し、現在順調に検討が進められている。	脚注参照 ¹⁹	厚生労働省

¹⁹ 「製造販売後の医薬品安全性監視における医療情報データベースの利用に関する基本的考え方について」
(平成 29 年 6 月 9 日付け薬生薬審発 0609 第 8 号・薬生安発 0609 第 4 号医薬品審査管理課長・安全対策課長通知)
「医薬品の製造販売後データベース調査における信頼性担保に関する留意点について」(平成 30 年 2 月 21 日付け薬生薬審発 0221 第 1 号医薬品審査管理課長通知)
「医療機器の製造販売後データベース調査における信頼性担保に関する留意点について」(平成 30 年 12 月 19 日付け薬生機審発 1219 第 4 号医療機器審査管理課長通知)
「医薬品の製造販売後データベース調査における信頼性担保に関する留意点に係る質疑応答集 (Q&A) について」(令和元年 6 月 19 日付け医薬品審査管理課事務連絡)

127	2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」	<p>医薬品： 0.2年、</p> <p>医療機器： 0年 (2018年度)</p>	B	<p>医薬品の審査ラグについては、米国の審査期間が大幅に短縮したことにより、2018年度の数值は0.2年であった。また、医療機器の審査ラグについては、2018年度の数值は0年であった。</p> <p>なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）における医薬品・医療機器の審査期間をみると、新医薬品（【2008年度】22.0月（中央値）→【2018年度】11.9月（80パーセンタイル値））と新医療機器（【2008年度】14.4月（中央値）→【2018年度】12.0月（80パーセンタイル値））共に期間短縮が図られている。</p> <p>今後は、重篤な疾患に対する画期的で極めて高い有効性を持つ先駆的な医薬品・医療機器については、総審査期間の目標を6か月にするなど、審査の迅速化に引き続き努めるとともに、業務の質の向上に傾注することとしている。</p>	厚生労働省、PMDA 集計資料及び米国 公表資料	厚生労働省
128	海外に日本の医療拠点を2020年までに20か所程度創設	27か所創設 (2020年3月)	A	海外における日本の医療拠点は、2020年3月時点で27か所開業し、「2020年までに20か所程度」というKPIを達成している。	企業ヒアリング等	内閣官房(健康・医療戦略室)
129	日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに5兆円	医療機器の 輸出額： 6,676億円、	N	日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模は、①医療機器の海外市場規模、②医薬品の海外市場規模、③海外における日本の医療拠点等の獲得市場規模及び④来日する患者が受ける医療サービスの市場規模等の合計で把握する。	医薬品・医療機器 の輸出額：厚生労働省平成30年薬事 工業生産動態統計 年報の概要	内閣官房(健康・医療戦略室)

		<p>医薬品の輸出額： 1,892億円 (2018年)</p> <p>医療機器の海外売上高： 1兆7,342億円、</p> <p>医薬品の海外売上高：3兆8,582億円(2018年)</p>	<p>①と②については、医療機器・医薬品の輸出額に加え、医療機器・医薬品の海外売上高を考慮して算出必要があるものの、各輸出額と各海外売上高においては、一部重複があるため、現在、算出手法を検討しているところ。</p> <p>③については、活動の成果は医療拠点等の活動が本格化した後となるため、現段階での評価は困難である。現在、現地の市場規模のデータを把握する手法を検討しているところ。</p> <p>④についても、今後ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)等の協力を得て市場規模を把握する手法を検討中であるため、現段階での評価は困難である。</p> <p>今後、①～④につき、適正な計算手法を本年度中に検討し、算出を行う。</p>	<p>医薬品の海外売上高：日本製薬工業協会 DATA BOOK 2020</p> <p>医療機器の海外売上高：厚生労働省平成30年度医薬品・医療機器産業実態調査</p>	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	--

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

施策群：地域のインフラ維持と競争政策、地方への人材供給、人口急減地域の活性化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
130	サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す	-0.03% (2015年～2018年の平均の伸び率)	B	2015年から2018年までの3か年で-0.03%の伸び率となった。 サービス産業に関する政策が目指す指標等について生産性向上に寄与する各要素と産業政策との関係、業種別の特性や新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響等も踏まえ検討を行い2020年度中に結論を出す。それを踏まえ来年度成長戦略においてKPI設定について検討を行う。	内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」を基に経済産業省にて推計	経済産業省
131	2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす	990,983社 (2017年度)	B	2017年度実績は990,983社である。目標達成期間(8年間)に単純増加するとした場合の2017年度の数値である約1,137,500社を約15万社下回っている。今後も成長戦略における諸政策を着実に進めていく。 本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	国税庁「会社標本調査」	経済産業省

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

施策群：国家戦略特区

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
20 (再掲)	2020 年までに、世界銀行のビジネス環境 ランキングにおいて、日本が先進国 3 位 以内に入る	18 位	B	<p>平成 29 年 12 月に「事業環境改善のための関係府省 庁連絡会議」を設置し、行政手続のデジタル化や事業規 制の見直し等に取り組み中。2019 年時点で 18 位（対前 年比で 7 位向上）。</p> <p>目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年であ るところ、2019 年の時点で 6 年半が経過。2019 年の順 位は、18 位（昨年比 7 位向上）である。KPI 達成に向け て順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進 が必要。現在、法人設立手続のオンライン・ワンストッ プ化、裁判手続等の IT 化等について事業環境の改善に 向けた取組を推進中。今後も、「事業環境改善のための 関係府省庁連絡会議」において整理された項目ごとの取 りまとめ省庁が中心となって、事業環境の改善に向け た取組を推進することで、KPI 達成を目指す。</p> <p>本 KPI は、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行 計画で見直しを行う。</p>	Doing Business Report2020	内閣官房（日 本経済再生 総合事務局）

28 (再掲)	2020年までに、都市総合カランキングにおいて、東京が3位以内に入る	3位 (2019年)	A	東京の都市総合カランキングは2016年に3位を達成し、2019年も2016年、2017年、2018年に引き続き3位であることから、本KPIは終了とするが、今後とも都市の競争力の向上に取り組む。	森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング2019」	内閣官房(日本経済再生総合事務局)
------------	------------------------------------	---------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------	-------------------

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化
施策群：サンドボックス制度の活用

整理 No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
1 (再掲)	企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出	16社	A	2020年3月末までに、未上場ベンチャー企業又は上場ベンチャー企業は16社創出されている。 本KPIは、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	未上場ベンチャー：JAPAN STARTUP FINANCE REPORT 2018、2019 上場ベンチャー：内閣府調べ	内閣府(政策統括官(科学技術・イノベーション担当))

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

施策群：中小企業・小規模事業者の生産性向上

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
130 (再掲)	サービス産業の労働生産性の伸び率が、 2020 年までに 2.0% となることを目指す	-0.03% (2015 年～ 2018 年の平 均の伸び率)	B	2015 年から 2018 年までの 3 か年で -0.03% の伸び率 となった。 サービス産業に関する政策が目指す指標等について 生産性向上に寄与する各要素と産業政策との関係、業 種別の特性や新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響 等も踏まえ検討を行い 2020 年度中に結論を出す。それ を踏まえ来年度成長戦略において KPI 設定について検 討を行う。	内閣府「国民経済 計算」、厚生労働省 「毎月勤労統計調 査」、総務省「労働 力調査」を基に経 済産業省にて推計	経済産業省
132	2020 年までの 3 年間で全中小企業・小規 模事業者の約 3 割に当たる約 100 万社の IT ツール導入促進を目指す	132,139 社 (2020 年 3 月現在)	B	2019 年度実績は、「ものづくり・商業・サービス生産 性向上促進事業」、「サービス等生産性向上 IT 導入支援 事業」及び「小規模事業者持続的発展支援事業」による 採択件数を合計して、23,207 社である。2017 年度及び 2018 年度の実績も合計すると 132,139 社となる。目標 達成期間（3 年間）に単純増加とした場合の 2018 年度の数値である約 33.3 万社を約 20 万社下回ってい る。今後も成長戦略における諸施策を着実に進めてい く。	2017 年度、2018 年 度、2019 年度の「も のづくり・商業・サ ービス生産性向上 促進事業」、「サー ビス等生産性向上 IT 導入支援事業」、 「小規模事業者持 続的発展支援事	経済産業省

				本 KPI は、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	業」における採択件数。	
131 (再掲)	2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす	990,983社 (2017年度)	B	2017年度実績は990,983社である。目標達成期間(8年間)に単純増加とした場合の2017年度の数値である約1,137,500社を約15万社下回っている。今後も成長戦略における諸政策を着実に進めていく。 本 KPI は、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	国税庁「会社標本調査」	経済産業省
133	開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。 【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる	開業率： 4.4% 廃業率： 3.5% (2018年度) 【補助指標】 5.3% (2018年度)	N 【補助指標】 A	開業率・廃業率は2012年度に4.6%・3.8%であったところ、2018年度は4.4%・3.5%となっている。 本 KPI の達成の補助指標である起業活動指数については2018年度調査において5.3%となり、2014年度調査結果(3.8%)を2024年度調査結果で倍増させることとした場合に望まれる数値(5.3%)に対して順調に推移している。今後も成長戦略における諸施策を着実に進めていく。 本 KPI は、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。	厚生労働省「雇用保険事業年報」及び「雇用保険事業月報」 【補助指標】 経済産業省「起業家精神に関する調査」	経済産業省
134	中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする	1.09倍 (2017年)	N	目標達成時期が2023年で、目標達成期間が6年であるところ、2017年時点の中小企業の海外子会社保有率は、2015年比で1.09倍であり、着実に増加し、過去最	中小企業庁「中小企業実態基本調査」	経済産業省

				<p>高水準となっている。今後も成長戦略における諸施策を着実に進めていく。</p> <p>本 KPI は、令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画において必要な見直しを行う。</p>		
135	産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年 200 件程度を目安に、5 年間で約 1,000 件支援	<p>207 件 (2016 年度)</p> <p>282 件 (2017 年度)</p> <p>270 件 (2018 年度)</p> <p>127 件 (2019 年度)</p>	A	<p>2016 年度は 207 件、2017 年度は 282 件、2018 年度は 270 件、2019 年度は 127 件、平均 221 件/年のプロジェクトを支援し、2020 年度も 100 件程度の支援を見込んでおりおおむね達成した。</p>	経済産業省・文部科学省調べ	経済産業省

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

施策群：農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
--------	-----	-------	---------	------------	---------	-------

136	2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す	9,121億円 (2019年)	B	目標達成時期が2019年で、目標達成期間が7年であったところ、農林水産物・食品の輸出額は4,497億円(2012年)から9,121億円(2019年)まで増加したものの、目標の達成には至らなかった。	財務省「貿易統計」	農林水産省
137	今後10年間(2023年まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される	57.1% (2019年度末)	B	目標達成時期が2023年で、目標達成期間が10年であるところ、「最新の数値」の時点で6年が経過。担い手への農地集積割合は、48.7%(2013年度末)から57.1%(2019年度末)まで増加したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で67.5%まで増加していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省経営局農地政策課調べ	農林水産省
138	今後10年間(2023年まで)で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする	23,400法人 (2019年2月)	B	目標達成時期が2023年で、目標達成期間が10年であるところ、「最新の数値」の時点で6年が経過。法人経営体数は、1万4,600法人(2013年2月)から2万3,400法人(2019年2月)まで増加したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で3万5,840法人まで増加していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」	農林水産省
139	今後10年間(2023年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する	個別経営 ²⁰ : 11,294円 /60kg (2018年)	B	目標達成時期が2023年で、目標達成期間が10年であるところ、「最新の数値」の時点で5年が経過。2018年産の担い手のコメの生産コストは、個別経営で11,294円/60kg、組織法人経営で11,942円/60kgとなっている。	農林水産省「農産物生産費」、「米及び麦類の生産費」、「組織法人経営体	農林水産省

²⁰ 認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稲作付面積15ha以上層)

		組織法人経営 ²¹ ： 11,942 円 /60 kg (2018 年)		2011 年産米の生産コスト 16,001 円/60kg (全国平均) と比べて 3 割程度低い水準となっているものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で、個別経営で 10,487 円/60kg、組織法人経営で 10,766 円/60kg まで減少していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	に関する経営分析調査	
140	今後 10 年間 (2025 年まで) で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により 2013 年全国平均比 2 倍に向上させる (担い手の 60kg 当たりの生産コストを 5 割程度削減)	10,330 円 /60kg (2018 年)	B	目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。2018 年の担い手の飼料用米の生産コストは 10,330 円/60kg となっている。2013 年産米の生産コスト 15,229 円/60kg (全国平均) と比べて 3 割程度低い水準となっているものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で 9,628 円/60kg まで減少していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	農林水産省「農産物生産費」、「米及び麦類の生産費」	農林水産省
141	6 次産業の市場規模を 2020 年度に 10 兆円とする	7.5 兆円 (2018 年度)	B	目標達成時期が 2020 年度で、6 次産業化の市場規模の射程を見直した 2013 年度から起算した目標達成期間が 7 年であるところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。6 次産業化の市場規模は、4.7 兆円 (2013 年度) から 7.5 兆円 (2018 年度) まで拡大したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で 8.5 兆円まで拡	農林水産省「6 次産業化総合調査」等	農林水産省

²¹ 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体 (平均水稲作付面積約 23ha)

				大していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。		
142	酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件にする	472件 (2019年4月末)	A	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が6年であるところ、「最新の数値」の時点で5年が経過。酪農の6次産業化の取組件数は、236件(2014年)から472件(2019年4月末)まで増加しており、KPI達成のために現時点で必要な値である456件を上回った。	農林水産省調べ、 一般社団法人中央酪農会議調べ	農林水産省
143	2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践	—	N	KPIの進捗把握は、2020年以降、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定。	農林水産省「農林業センサス」等	農林水産省
144	ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現	—	A	ほ場間での移動を含む遠隔監視による農業機械の無人自動走行システムの実現に向けた研究開発を「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」において実施しており、2019年度に実施することが必要な「遠隔監視により無人トラクターを自動走行させるシステムの構築や無人トラクターの試作」を実施した。	—	農林水産省
145	2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる	3,200億円 (2018年)	A	目標達成時期が2028年で、目標達成期間が11年であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額は、3,000億円(2017年)から3,200億円(2018年)まで増加しており、KPI達成のために現時点で必要な値である3,182億円を上回った。	総務省「産業連関表」、農林水産省「木材需給表」、 「木材統計」等	農林水産省

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

施策群：観光・スポーツ・文化芸術

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
146	訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す	31,191,856 人(2018 年確定値) 31,882,049 人(2019 年暫定値)	B	<p>目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。</p> <p>訪日外国人旅行者数は、2019 年も着実に増加し、3,188 万人となり、7 年連続で過去最高を記録したが、韓国からの訪日旅行控えや相次ぐ自然災害等の影響もあり、KPI 達成のため 2019 年時点で必要である 3,595 万人を下回った。</p> <p>今後も、多言語対応やバリアフリー化等の受入環境整備や地域の観光資源の磨き上げなどに取り組むとともに、地域の魅力を強力に発信し、地方への更なる誘客を実現することにより、2020 年 4,000 万人の達成を目指す。</p>	日本政府観光局 「訪日外客統計」	国土交通省 (観光庁)
147	訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す	4 兆 5,189 億円(2018 年確定値)	B	<p>目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。</p> <p>訪日外国人旅行消費額は、2019 年も着実に増加し、4 兆 8,135 億円となり²²、7 年連続で過去最高を更新</p>	観光庁「訪日外国人消費動向調査」	国土交通省 (観光庁)

²² 2017 年までは空港を利用する旅客を中心に調査を行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ客の急増を踏まえ、2018 年からこうした旅客を対象とした調査も行い、調査結果に反映したため、2018 年以降と 2017 年以前の数値との比較には留意が必要である。

		4兆8,135億円（2019年確定値）		<p>したが、KPI達成のため2019年時点で必要である7兆954億円を下回った。</p> <p>今後も、地域の体験型コンテンツの開発など長期滞在に繋がる観光資源の磨き上げに取り組むとともに、地域の魅力を強力に発信し、地方への更なる誘客を進めていくことで、より一層の消費機会の創出を実現することにより、2020年8兆円の達成を目指す。</p>		
148	地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを旨とする	<p>3,848万人泊（2018年確定値）</p> <p>3,921万人泊（2019年速報値）</p>	B	<p>目標達成時期が2020年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。</p> <p>地方部での外国人延べ宿泊者数は、2019年も着実に増加し、3,921万人泊となったが、KPI達成のため2019年時点で必要である6,103万人泊を下回った。</p> <p>今後も、多言語対応やバリアフリー化等の受入環境整備や地域の観光資源の磨き上げなどに取り組むとともに、地域の魅力を強力に発信し、地方への更なる誘客を実現することにより、2020年7,000万人泊の達成を目指す。</p>	観光庁「宿泊旅行統計調査」	国土交通省（観光庁）
149	外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを旨とする	1,938万人（2018年確定値）	B	<p>目標達成時期が2020年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。</p> <p>外国人リピーター数は、2019年で2,047万人となっており、KPI達成のため2019年時点で必要である2,152万人を下回った。</p>	観光庁「訪日外国人消費動向調査」及び日本政府観光局「訪日外客統計」	国土交通省（観光庁）

		2,047 万人 (2019 年確定値)		今後も、多言語対応やバリアフリー化等の受入環境整備や地域の観光資源の磨き上げなどに取り組むとともに、地域の魅力を強力に発信し、地方への更なる誘客を実現することにより、2020 年に 2,400 万人の達成を目指す。		
150	日本人国内旅行消費額を 2020 年に 21 兆円、2030 年に 22 兆円とすることを目指す	20.5 兆円 (2018 年確定値) 21.9 兆円 (2019 年確定値)	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。 日本人国内旅行消費額は、2019 年で 21.9 兆円となっており、KPI を達成した。	観光庁「旅行・観光消費動向調査」	国土交通省 (観光庁)
151	地方の免税店数を約 6,600 店 (2015 年 4 月) から、2019 年度に 20,000 店へと増加させる	19,883 店 (2019 年 10 月) ※ 参 考 : 2,0670 店 (2020 年 4 月)	A	目標達成時期が 2020 年 3 月で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年 6 か月が経過。 地方の免税店数は、2019 年 10 月で 19,883 店となっており、KPI 達成のため 2019 年 10 月時点で必要である 18,655 店を上回った。 ※2020 年 4 月調査の結果をもって 20,000 店達成のため、終了。	国税庁集計	国土交通省 (観光庁)

152	2030年にはアジア No. 1の国際会議開催国として不動の地位を築く	アジア1位 ※世界7位 国際会議開催件数：492 (2018年)	A	国際会議開催件数は、2017年に引き続き、2018年もアジア第1位となった。	ICCA（国際会議協会）「ICCA Statistics Report」	国土交通省 (観光庁)
153	スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す ²³ ※(株)日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。	スポーツ GDP：8.4兆円 (2017年：暫定推計値)	B	スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法として、欧州を中心に国際比較が可能であること、産業連関表を活用し継続的測定が可能であること等から、スポーツGDPを基準として評価することとした ²⁴ 。結果、2017年の暫定推計値は8.4兆円 ²⁵ であり、B評価とした。	株式会社日本政策投資銀行の調査を基に文部科学省作成	文部科学省
154	全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する。 ※KPIの対象となるスタジアム・アリーナを定める基準を年内に策定し、同基準策定後、速やかに対象となるスタジアム・アリーナを選定する。	-	N	KPIの対象となるスタジアム・アリーナの選定基準を2020年3月に策定した。本基準に基づき、2020年度からKPIの対象となるスタジアム・アリーナの選定を行う予定。来年度から評価を行う。	文部科学省調べ	文部科学省

²³ スポーツ市場規模のKPIはGDPベースの数値ではないため、次期スポーツ基本計画（2022年度からの計画）の策定に併せて見直しを行う予定。

²⁴ スポーツGDPに算入する産業分類について、更なる精緻化の検討を進め、必要に応じて見直すこととする。

²⁵ 目標開始時期である2012年のスポーツGDP暫定推計値は6.5兆円。

155	成人の週1回以上のスポーツ実施率を、2015年の40.4%から、2021年までに65%程度に向上することを目指す	53.6% (2019年度調査)	B	成人の週1回以上のスポーツ実施率は、2015年度は40.4%であったところ、2019年度は53.6%となっている。65%の達成に向けて2015年から2021年までの6年間で単純増加とした場合、2019年度には56.8%に向上していることが必要であるが、実際には、若干下回っており、今後、更なる施策の推進が必要であるところ。目標達成に向けては、「スポーツ実施率向上のための行動計画」(2018年9月策定)及び「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」(2019年8月策定)に基づき、子供、ビジネスパーソン、高齢者、女性、障害者を主な対象とした施策などを着実に実施していくとともに、地方自治体やスポーツ団体、経済団体、企業等が独自で進めるスポーツを推進する取組を一体化し、2021年に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしても、多様な形でスポーツの機会を提供する「Sport in Life プロジェクト」の推進を図っていく。	「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(2019年度)	文部科学省
156	2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す	8.9兆円 (2016年)	B	2016年の数値(速報値)は8.9兆円であった。今後、目標達成に向けて、付加価値を生み出す文化芸術の支援を充実するとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野との連携を強めていく。	平成27年度文化庁委託事業「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事	文部科学省

				<p>なお、文化芸術産業の経済規模（いわゆる文化 GDP）については、現在、ユネスコ（国連教育科学文化機関）において文化の経済的な価値を測る国際的な指標づくりが進められているところであり、この国際的枠組みの議論に積極的に参画しつつ、目標値も含めて KPI の再検討を進める。</p>	業」（ニッセイ基礎研究所）	
157	<p>2020 年までに、鑑賞活動をする者の割合が約 80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約 40%まで増加することを旨とする</p>	<p>鑑賞活動をする者の割合：67.3%</p> <p>鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合：21.2%</p>	B	<p>文化庁が実施した 2018 年度「文化に関する世論調査」においては、鑑賞活動をする者の割合：67.3%、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合：21.2%となっている。</p> <p>今後、目標達成に向けて、今後、あらゆる人々が文化芸術活動に参加する社会を目指し、2021 年に開催される 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として「日本博」をはじめとする文化プログラムを推進するなど、国民の文化芸術活動を一層推進する。</p> <p>また、2023 年度からの次期文化芸術推進基本計画の策定に向けて、2020 年度中に次期計画における KPI の考え方の基本的整理を図り、2021 年度からの中間年度の評価において検証・改善を図るなど、次期計画における KPI に関する具体的検討を進める。</p>	「文化に関する世論調査」(平成 31 年 3 月 文化庁)	文部科学省